



はじめに

村民の皆様におかれましては、平素より読谷村の村づくりにご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

子どもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。「読谷村ゆたさむらビジョン」における基本施策～ちむ清らさある人の学び育ち(夢を育み生涯輝けるひとづくり)にあるように、むらづくりの基本は「ひとづくり」であり、地域で子どもを安心して育てられ、若い世代が家庭を築き住み続けたいと思える社会、子どもたちが夢を育み、輝ける村づくりを目指しております。

しかしながら、子どもの育ちと子育てを巡る環境は、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化などにより、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、少子化が進行しております。

そのような状況下、子ども子育て支援制度が創設され、本村におきましても、平成26年度に策定した「読谷村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため5年間取り組んで参りました。

この計画は、読谷村における令和2年度から5年間の子ども・子育て支援の基本方針として策定したものです。計画策定にあたり、第1期計画の点検と評価、子育て世代へのニーズ調査結果を踏まえ、読谷村子ども子育て会議委員をはじめ、関係各位から貴重なご意見を頂くことができましたことに心より感謝を申し上げます。

計画推進につきましては、「子どもの最善の利益」を尊重し、「安心して子どもを産み、健やかに成長できるむらづくり」の基本理念のもと、家庭、地域、教育・保育関係者、事業者、行政等が互いに連携を図り、子ども子育て支援体制の構築に取り組んでまいりましょう。

令和2年3月

読谷村長 石嶺傳實

目 次

はじめに

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 法的根拠	2
3. 計画の位置付け	3
4. 国から示されている指針等	5
(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について	5
(2) 新・放課後子ども総合プラン	7
(3) 女性の就労率について	8
(4) 幼児期の教育・保育の無償化について	9
5. 計画の期間	10

第 2 章 読谷村の状況と課題

1. 子どもと家庭の状況と課題	11
(1) 総人口	11
(2) 0～5 歳児（就学前児童）	12
(3) 6～11 歳児（小学生）	15
2. 区域ごとの状況	16
(1) 0～5 歳児の推計	16
(2) 0～2 歳児の推計	17
(3) 3～5 歳児の推計	18
(4) 6～11 歳児（小学生）の推計	19
(5) 6～8 歳児（小学校低学年）の推計	20
(6) 9～11 歳児（小学校高学年）の推計	21
3. 人口動態（自然動態と社会動態）	22
(1) 自然動態	22
(2) 社会動態	22
4. 教育・保育施設等の現況	23
(1) 教育・保育施設等の設置・定員・利用者数	23
(2) 幼稚園	24
(3) 保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）	25
(4) 教育・保育施設の利用比較	29
(5) 地域子ども・子育て支援の状況	30
(6) 認可外保育施設	32

(7)その他	33
5. 読谷村の保育ニーズや保育所等の整備状況について	35
読谷村における動向の考察	35
6. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	38
(1)調査の概要	38
(2)調査結果のまとめ（就学前・小学生共通）	39
(3)調査結果のまとめ（就学前児童の調査結果より）	44
(4)調査結果のまとめ（小学校低学年児童の調査結果より）	48
(5)自由回答のまとめ（就学前児童保護者調査結果より）	51
(6)自由回答のまとめ（小学生保護者調査結果より）	52

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 教育・保育の一体的提供、体制の確保	53
(1)認定こども園への移行、普及に係る考え方	53
(2)幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援	53
(3)読谷村子ども・子育て支援事業計画の役割、提供の必要性に係る考え方	53
(4)教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策	54
(5)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	54
点検2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進	55
(1)母性の健康の保持増進	55
(2)乳児・幼児の健康の保持増進	56
(3)食育の推進	58
(4)母子保健推進員活動の充実	59
(5)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	59
点検3. 安心・安全で豊かな生活環境の整備	60
(1)豊かな生活環境の整備	60
(2)交通安全対策・防犯体制の充実	61
点検4. 職業生活と家庭生活との両立	62
(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は地域型保育事業の円滑な利用の確保	62
(2)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）	62
(3)仕事と子育ての両立のための基盤整備	62
点検5. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進	63
(1)児童虐待防止対策の充実	63
(2)母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	64
(3)障がいをもつ子どもがいる世帯への支援の充実	66
(4)青少年の健全育成	67

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念と基本指針	69
2. 施策の方向	71
(1)教育・保育の提供体制や子育て支援の充実	71
(2)母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進	71
(3)支援を必要とする児童等を持つ世帯へのきめ細かな取り組みの推進	71
3. 教育・保育の提供区域について	72
(1)教育・保育提供区域とは...	72
(2)村の教育・保育提供区域	72

第5章 量の見込みと確保の内容

1. 教育・保育の量の見込みと確保策	73
(1)村全体	73
(2)読谷中学校区域	75
(3)古堅中学校区域	76
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	77
(1)時間外保育事業（延長保育事業）	77
(2)放課後児童健全育成事業	77
(3)子育て短期支援事業（ショートステイ）	77
(4)子育て支援拠点事業	77
(5)一時預かり（幼稚園型）	78
(6)一時預かり（幼稚園型以外）	78
(7)病児・病後児保育	78
(8)ファミリーサポートセンター（就学児）	79
(9)利用者支援事業	79
(10)乳児家庭全戸訪問事業	79
(11)養育支援訪問事業	79
(12)妊婦健康診査	80
(13)実費徴収に伴う補足給付事業	80
(14)多様な主体の参入促進事業	80
(15)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	80

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

1. 教育・保育の提供体制や子育て支援の充実	81
(1)認定こども園への移行、普及に係る考え方	81
(2)教育・保育の質の確保	81
(3)教育・保育施設等の円滑な利用の確保	82

(4)地域子ども・子育て支援事業の推進	83
(5)子どもの居場所づくり	83
(6)相談・情報提供の充実	84
(7)人材の確保の推進	84
2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進	86
(1)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	86
(2)こども医療費助成制度	88
(3)食育の推進	88
(4)母子保健推進員活動の充実	89
(5)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	89
3. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進	90
(1)児童虐待防止対策の充実	90
(2)ひとり親世帯等の自立支援の推進	91
(3)障がいのある子どもがいる世帯への支援の充実	93
(4)子どもの貧困対策の充実	94

第7章 計画の推進

1. 連携体制の構築	95
2. 住民参加と情報発信	95
3. 各主体の役割	95
4. 計画の進捗状況の点検と見直し	97

資料編

資料1 読谷村子ども・子育て会議条例	99
資料2 読谷村子ども・子育て会議 委員名簿	101
資料3 計画策定の経過	102
資料4 読谷村ライフステージ別子育て世代包括支援展開図	103

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子化の進行や核家族化等の社会の変化を背景とした、家庭や地域社会における子育て力の低下や深刻な待機児童問題等に対応するため、平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行されました。

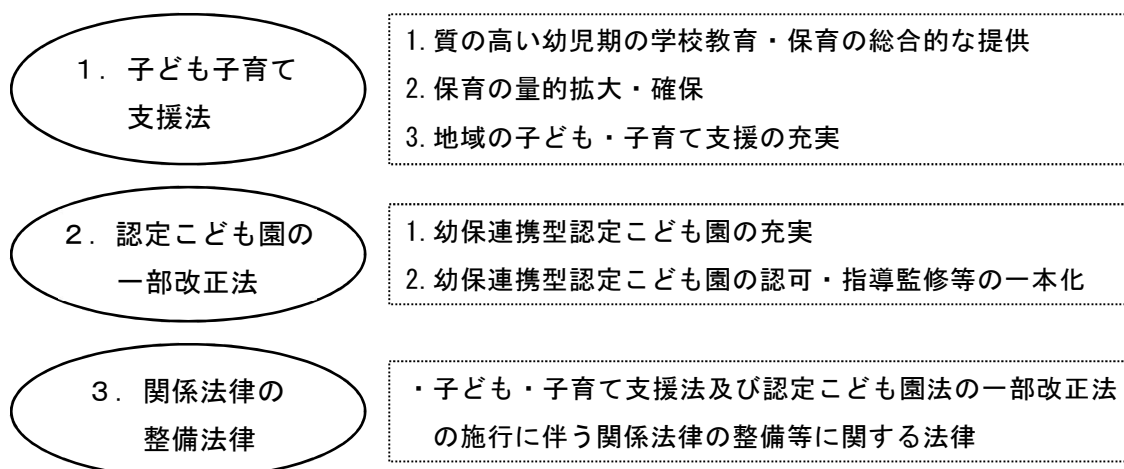
この制度では、「子どもの最善の利益」を追求するために、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を目的としており、市町村では「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育施設等の整備をはじめとする各対策を計画的に推進することが求められました。

読谷村においても平成26年3月に「読谷村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み、健やかに成長できるむらづくり」を基本理念として、待機児童対策のほか、教育・保育の質の確保、母子保健事業、児童虐待防止対策、障がい児支援策などに取り組んできました。

また、国は令和元年10月より「教育・保育の無償化」を開始し、3～5歳児の教育・保育施設等利用料金の無償(及び0～2歳児の一部無償)による、さらなる需要の上昇も考慮する必要が出てきました。

平成31年度(令和元年度)は5か年計画の最終年に当たり、第2期計画の策定期間であります。子育て家庭へのニーズ調査から、幼児教育への高い関心とともに、保育ニーズが未だに上昇しているほか、放課後児童クラブについても利用ニーズが高く、量的拡大は今後も必要となっています。また、教育・保育の質や保幼小連携の更なる充実、母子保健と子育て支援について妊娠期からの切れ目ない支援、児童虐待の市町村における強化など、これまでの取り組みの強化が必要となっています。このようなことから本計画を策定し、子ども・子育て支援を推進するものであります。

■子ども・子育て関連三法（概要）



2. 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づいているほか、改正された次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

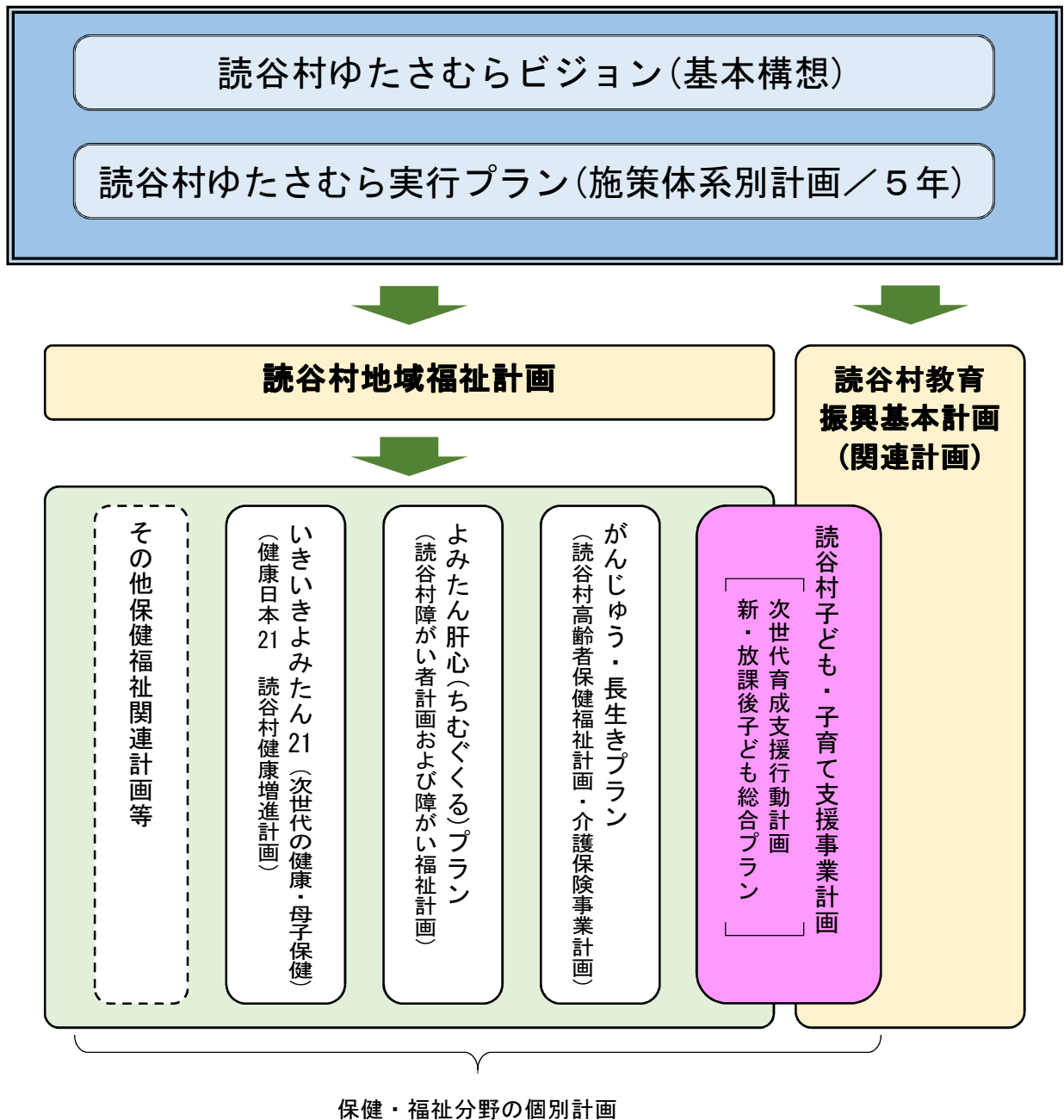
【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

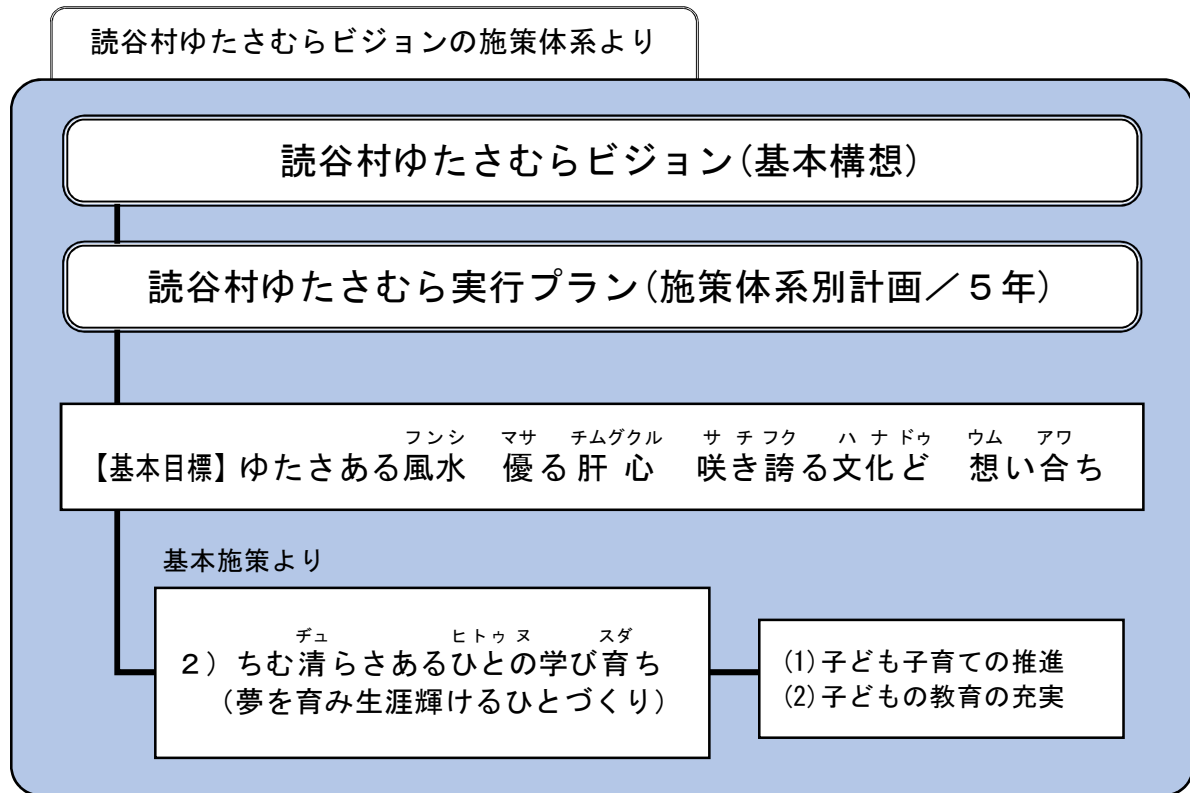
3. 計画の位置付け

本計画は、本村の上位計画である「読谷村ゆたさむらビジョン」を踏襲するとともに、「読谷村地域福祉計画」をはじめとする子どもの福祉や教育に関する村の他計画等と整合性を図っています。また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性も図り策定しています。



【参考】

「読谷村ゆたさむらビジョン」の基本目標「ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化ど 思い合ち」に基づいた「ちむ清らさあるひとの学び育ち」の中の「(1)子ども子育ての推進」、「(2)子どもの教育の充実」と整合性を図ります。



読谷村ゆたさむらビジョンの重点施策より

1) 子ども子育ての推進

本村の待機児童数は、認可保育園の増設などにより、一定の解消がはかられてきましたが、低年齢児等の対策は充分とはいえません。また、放課後児童クラブなど、子どもたちの居場所整備が立ち遅れています。

少子化の進行や核家族化等により家庭や地域社会における子育て力の低下が見られ、待機児童対策をはじめとする幼児期の保育、学校教育を地域で総合的に推進する取り組みが始められています。

地域の宝である子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるよう、待機児童の解消、放課後児童クラブなど地域における子ども子育てを総合的に推進します。

4. 国から示されている指針等

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっての基本指針は、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正が行われました。改正後の指針を踏まえ、本計画を策定しています。

(1)「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。(第三の二3(二)関係)
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。(別表第三の三関係)

(2)児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ①児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、以下の事項等を追記。(第三の三2(一)、四5(一)、別表第三の四関係)
 - ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ②社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定すること。(第三の四5(二)関係)

(3)その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)

- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一六関係）
- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二二（一）、（二）（一）関係）
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二二（二）（一）関係）
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項（第三の三二（三）関係）及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項（第三の四五（四）関係）に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四五（四）関係）
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六三関係）

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二四関係）
- ・都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四三関係）

(2) 新・放課後子ども総合プラン

国では第1期計画策定の際に「放課後子ども総合プラン」を定め、放課後の居場所づくりを進めてきました。第2期では、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しており、市町村においてもこれに基づいた計画づくりが必要となっています。

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全で安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、新たなプランが策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

(3) 女性の就労率について

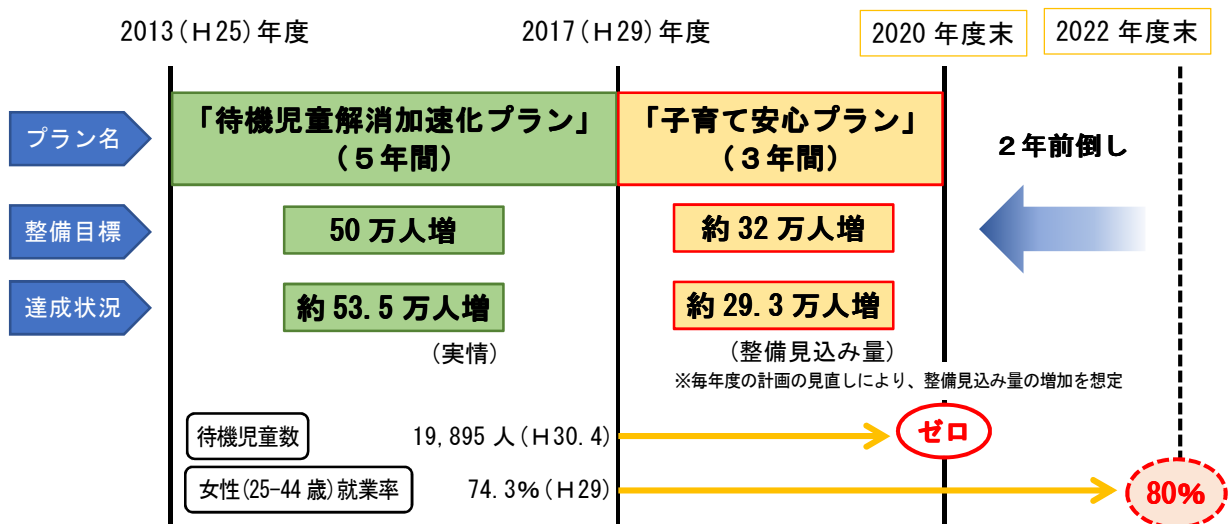
国においては、提供体制確保の実施時期の設定について、「2020年度(令和2年度)末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する」としています。

これは、国の「子育て安心プラン」において、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率80%に対応できるよう、2020年度(令和2年度)末までに32万人分の保育の受け皿を整備するという方針との整合性を図るための目標となっています。

市町村においては、ニーズ調査より潜在的保育ニーズの把握を行うとともに、上記の考え方を考慮しながら、保育の量の見込みを算定する必要があります。

<<参考：国の動き～待機児童解消に向けた取り組み～>>

【保育の受け皿拡大の状況】 ○待機児童解消加速化プラン(2013年度から2017年度末までの5年間)による保育の受け皿拡大量は約53.5万人分(※)。待機児童解消加速化プランの政府目標50万人分を達成。	
○子育て安心プラン(2018年度から2020年度末までの3年間)による保育の受け皿拡大量の目標は約32万人。市区町村等の計画を積み上げると、2018年度当初の予定としては、3年間の整備見込み量は約29.3万人分(※)。	
※これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、整備見込み量の増加が想定される。	
【保育の申込者数、待機児童数の状況】 ○2018年4月時点の待機児童数は、19,895人となり、10年ぶりに2万人を下回る結果。	



(4) 幼児期の教育・保育の無償化について

国では、令和元年10月より「幼児期の教育・保育の無償化」を実施し、3～5歳の教育・保育施設利用者及び0～2歳の利用者の一部の保育料が無償化されました。この点も考慮した量の見込み等計画策定に反映しています。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限り、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子ども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。
※平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度～6年度の5か年とします。

第2章 読谷村の状況と課題

第2章 読谷村の状況と課題

1. 子どもと家庭の状況と課題

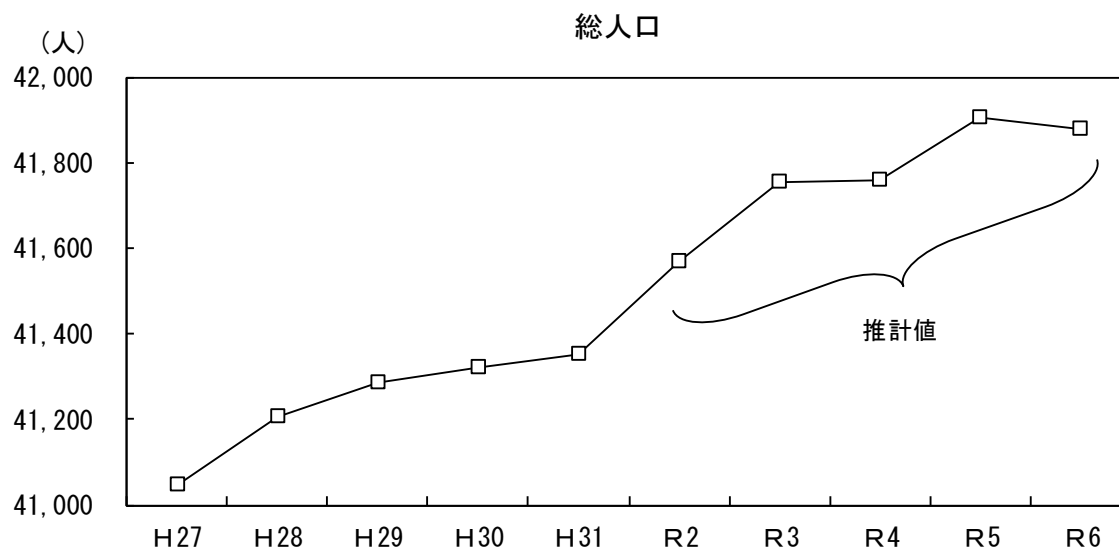
(1) 総人口

村の総人口は、平成31年で41,350人となっており、増加を続けていますが年々増加幅はゆるやかにになり、平成31年には前年より29人増にとどまっています。平成31年以降についても増加を続けていくと予測され、増加幅は現状より大きくなるものと見込まれます。

第2期計画初年度の令和2年には平成31年より220人増加すると見込まれています。また、令和4年(中間年)は409人増加、第2期計画最終年の令和6年は527人増と予測されます。

実績値	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	41,045	41,204	41,284	41,321	41,350
前年からの増加人数	—	159	80	37	29

推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31実績からの増加分		
						H31→R2	H31→R4	H31→R6
総人口推計値	41,570	41,754	41,759	41,906	41,877	220	409	527



各年4月1日現在(住民基本台帳より)

推計値: コーホート変化率法により算出(平成27年から平成28年の変化率を用いて推計)

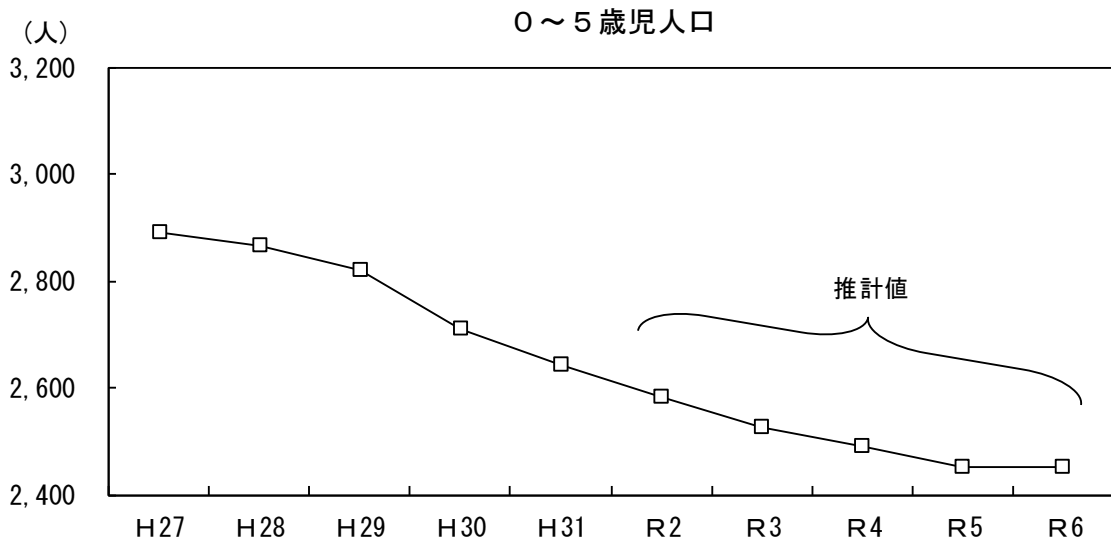
(2) 0～5歳児（就学前児童）

0～5歳児は、今後減少に転じるものと予測され、平成31年の2,644人が、第2期計画初年度の令和2年には2,583人と平成31年より61人減少、第2期計画最終年の令和6年には2,450人と平成31年より194人減少すると見込まれます。

読谷村の合計特殊出生率は1.6～1.7程度であり、全国より高くなっていますが、子を産む女性の世代、村の場合は25歳～34歳の年齢層の女性人口が減少傾向にあるため、出生数が増加せず、これにより将来の0～5歳児数も伸びないと予測されます。

実績値	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	2,889	2,866	2,820	2,710	2,644
前年からの増加人数	—	△ 23	△ 46	△ 110	△ 66

推計値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	H31実績からの増加分		
						H31→R 2	H31→R 4	H31→R 6
0～5歳児推計値	2,583	2,527	2,492	2,453	2,450	△ 61	△ 152	△ 194

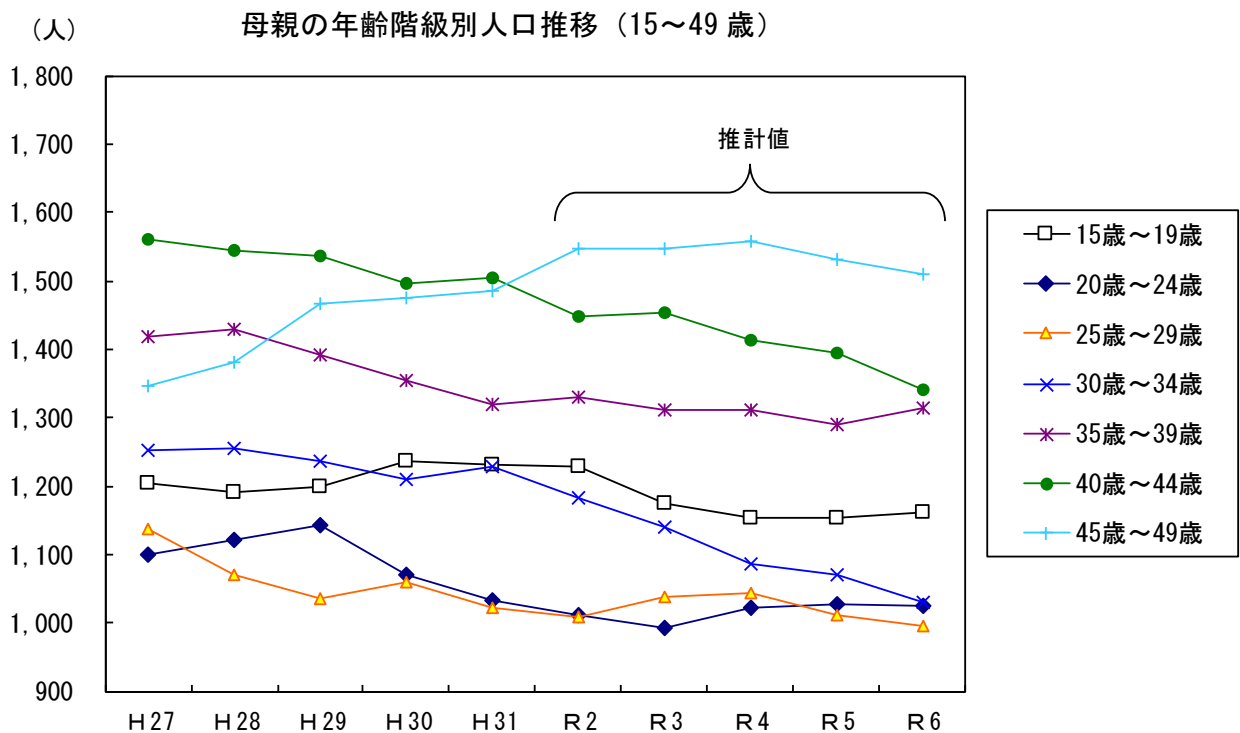


各年4月1日現在（住民基本台帳より）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成27年から平成28年の変化率を用いて推計）

(参考) 母親の年齢階級別人口推移

	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
15歳～19歳	1,205	1,192	1,200	1,236	1,230	1,229	1,174	1,153	1,154	1,160
20歳～24歳	1,100	1,122	1,142	1,069	1,032	1,011	993	1,022	1,027	1,025
25歳～29歳	1,138	1,071	1,035	1,060	1,021	1,008	1,039	1,043	1,010	994
30歳～34歳	1,253	1,256	1,236	1,209	1,227	1,183	1,141	1,085	1,070	1,030
35歳～39歳	1,419	1,428	1,391	1,355	1,320	1,329	1,312	1,310	1,291	1,313
40歳～44歳	1,561	1,543	1,537	1,497	1,503	1,447	1,452	1,414	1,395	1,340
45歳～49歳	1,347	1,382	1,466	1,474	1,486	1,546	1,548	1,558	1,530	1,509
総計	9,023	8,994	9,007	8,900	8,819	8,753	8,659	8,585	8,477	8,371



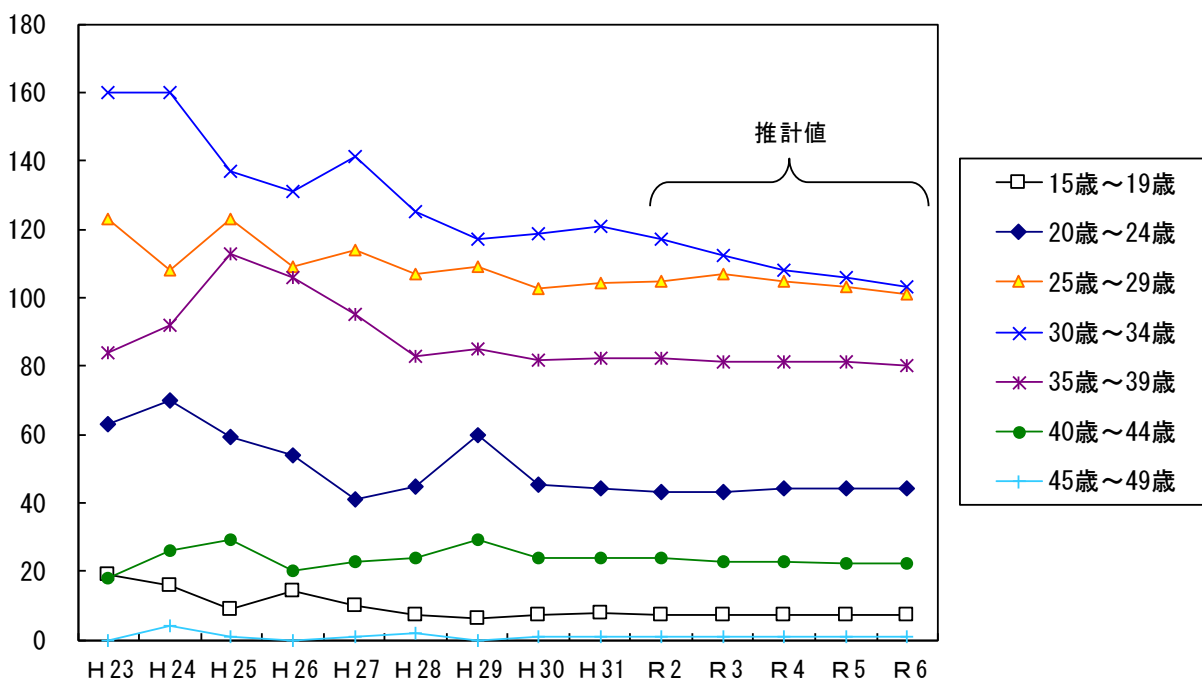
各年4月1日現在 (住民基本台帳より)

推計値: コーホート変化率法により算出 (平成27年から平成28年の変化率を用いて推計)

(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
15歳～19歳	19	16	9	14	10	7	6	7	8	7	7	7	7	7
20歳～24歳	63	70	59	54	41	45	60	45	44	43	43	44	44	44
25歳～29歳	123	108	123	109	114	107	109	102	104	105	107	105	103	101
30歳～34歳	160	160	137	131	141	125	117	119	121	117	112	108	106	103
35歳～39歳	84	92	113	106	95	83	85	82	82	82	81	81	81	80
40歳～44歳	18	26	29	20	23	24	29	24	24	24	23	23	22	22
45歳～49歳	0	4	1	0	1	2	0	1	1	1	1	1	1	1
総計	467	476	471	434	425	393	406	380	384	379	374	369	364	358

(人) 母親の年齢階級別出生数の推移 (15～49歳)



各年4月1日現在 (住民基本台帳より)

推計値：コーホート変化率法により算出 (平成27年から平成28年の変化率を用いて推計)

(参考) 母親の年齢階級別出生率

	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
15歳～19歳	0.00830	0.00587	0.00500	0.00575	0.00650	0.00570	0.00596	0.00607	0.00607	0.00603
20歳～24歳	0.03727	0.04011	0.05254	0.04251	0.04264	0.04253	0.04330	0.04305	0.04284	0.04293
25歳～29歳	0.10018	0.09991	0.10531	0.09667	0.10186	0.10417	0.10298	0.10067	0.10198	0.10161
30歳～34歳	0.11253	0.09952	0.09466	0.09827	0.09861	0.09890	0.09816	0.09954	0.09907	0.10000
35歳～39歳	0.06695	0.05812	0.06111	0.06021	0.06212	0.06170	0.06174	0.06183	0.06274	0.06093
40歳～44歳	0.01473	0.01555	0.01887	0.01579	0.01597	0.01659	0.01584	0.01627	0.01577	0.01642
45歳～49歳	0.00074	0.00145	0.00000	0.00064	0.00067	0.00065	0.00065	0.00064	0.00065	0.00066
合計特殊出生率	1.71	1.61	1.69	1.60	1.65	1.66	1.65	1.65	1.65	1.65

合計特殊出生率：住民基本台帳及び衛生統計年報データを活用して算出

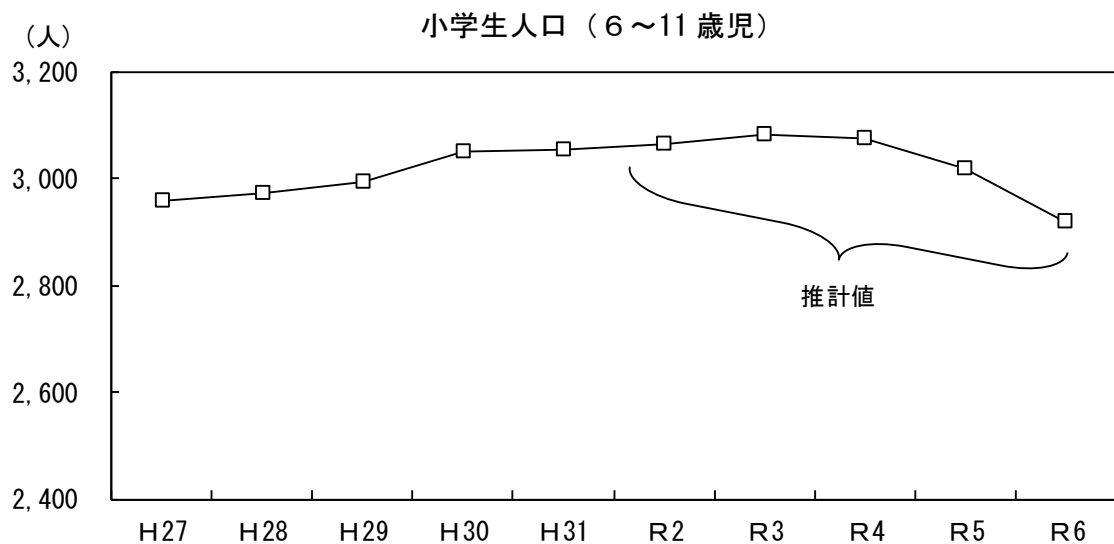
(3) 6～11歳児（小学生）

6～11歳児は、平成31年までは増加傾向で推移しています。推計では、令和3年を境に増加から減少に転じると見込まれます。

第2期計画初年度の令和2年には3,065人と平成31年より13人増加し、第2期計画最終年の令和6年には2,920人と、平成31年より132人減少することが見込まれます。

実績値	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	2,959	2,970	2,994	3,048	3,052
前年からの増加人数	—	11	24	54	4

推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31実績からの増加分		
						H31→R2	H31→R4	H31→R6
6～11歳児推計値	3,065	3,081	3,074	3,018	2,920	13	22	△132



各年4月1日現在（住民基本台帳より）

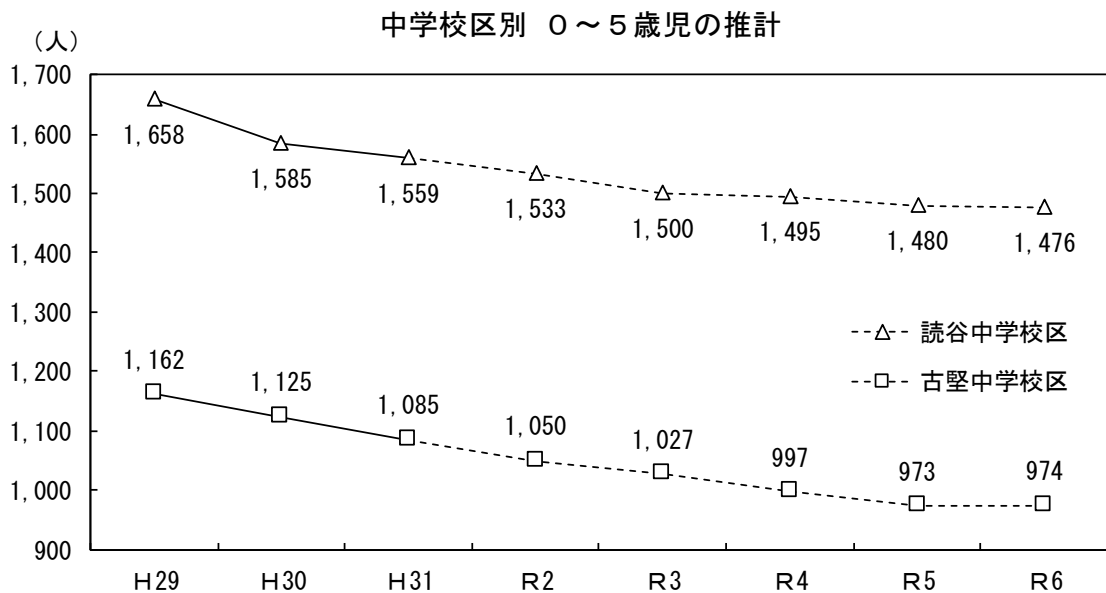
推計値：コーホート変化率法により算出（平成27年から平成28年の変化率を用いて推計）

2. 区域ごとの状況

(1) 0～5歳児の推計

0～5歳児の人口を中学校区別に見ると、読谷中学校区、古堅中学校区ともに減少で推移しており、令和2年以降も減少が続いていくことが予測されます。

0～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	2,820	2,710	2,644	2,583	2,527	2,492	2,453	2,450
読谷中学校区	1,658	1,585	1,559	1,533	1,500	1,495	1,480	1,476
古堅中学校区	1,162	1,125	1,085	1,050	1,027	997	973	974



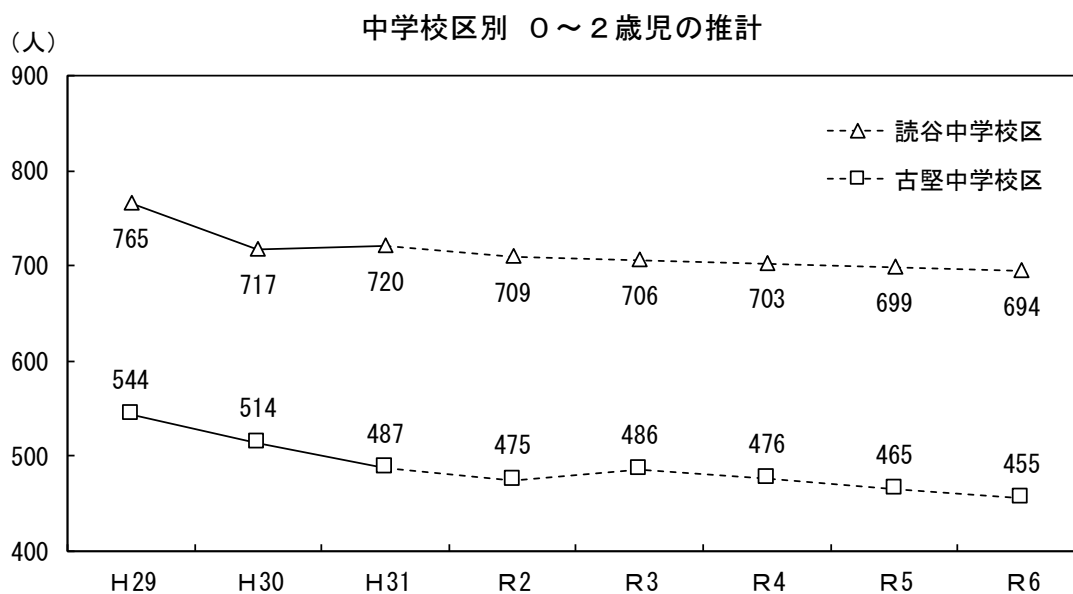
各年4月1日現在（住民基本台帳より）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成27年から平成28年の変化率を用いて推計）

(2) 0～2歳児の推計

0～2歳児の人口を中学校区別に見ると、読谷中学校区は平成31年で前年より若干増加していますが、その後は少しずつ減少していくことが予測されます。古堅中学校区では現在の減少が令和3年で一旦増加に転じますが、その後は再び減少すると予測されます。

0～2歳児	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	1,309	1,231	1,207	1,184	1,192	1,179	1,164	1,149
読谷中学校区	765	717	720	709	706	703	699	694
古堅中学校区	544	514	487	475	486	476	465	455



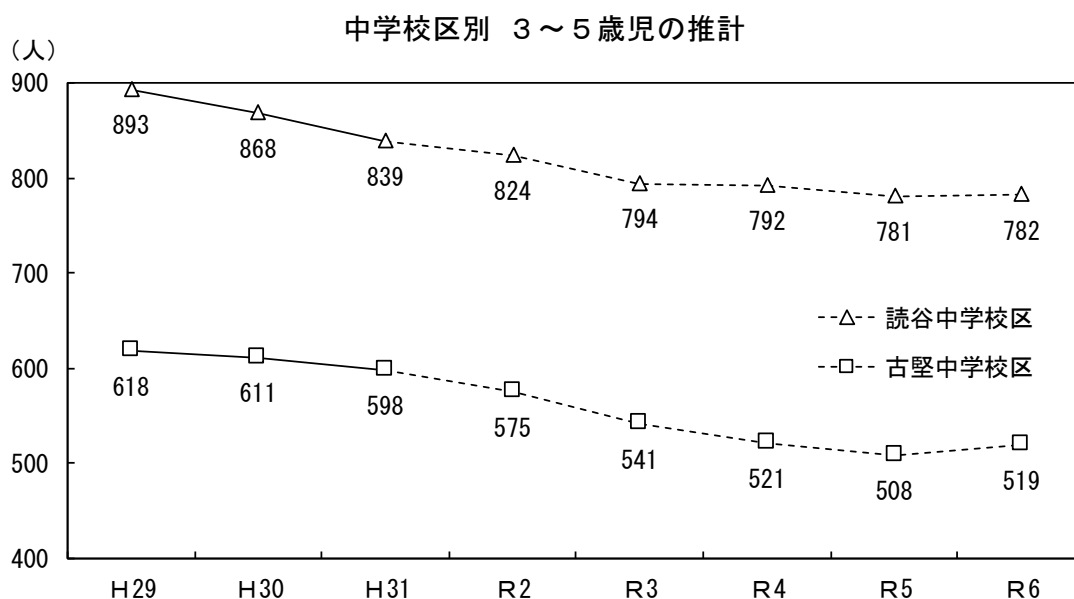
各年4月1日現在（住民基本台帳より）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成27年から平成28年の変化率を用いて推計）

(3) 3～5歳児の推計

3～5歳児の人口を中学校区別に見ると、読谷中学校区は減少が続いており、令和2年以降もほぼ減少で推移すると予測されます。古堅中学校区でも減少で推移しており、令和2年以降もほぼ減少が続くと予測されます。

3～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,511	1,479	1,437	1,399	1,335	1,313	1,289	1,301
読谷中学校区	893	868	839	824	794	792	781	782
古堅中学校区	618	611	598	575	541	521	508	519



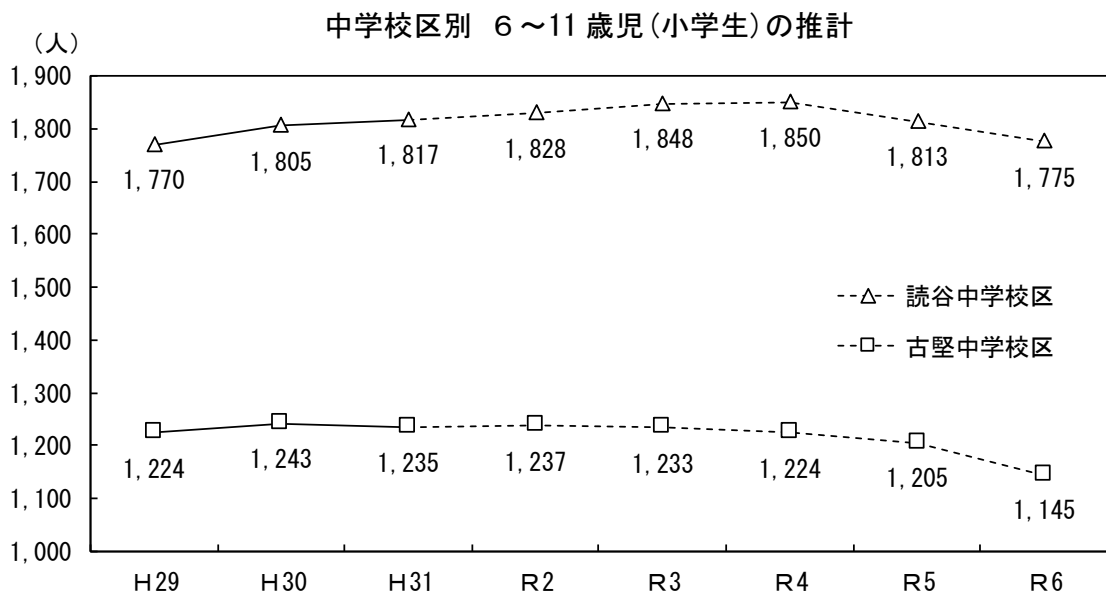
各年4月1日現在（住民基本台帳より）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成27年から平成28年の変化率を用いて推計）

(4) 6～11歳児(小学生)の推計

6～11歳児(小学生)の人口を中学校区別に見ると、読谷中学校区は現在増加で推移しており、令和2年以降も増加が続きますが、令和4年を境に減少に転じると予測されます。古堅中学校区では、増減を繰り返す状況にありますが、令和2年以降は緩やかに減少していくことが予測されます。

小学生	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	2,994	3,048	3,052	3,065	3,081	3,074	3,018	2,920
読谷中学校区	1,770	1,805	1,817	1,828	1,848	1,850	1,813	1,775
古堅中学校区	1,224	1,243	1,235	1,237	1,233	1,224	1,205	1,145



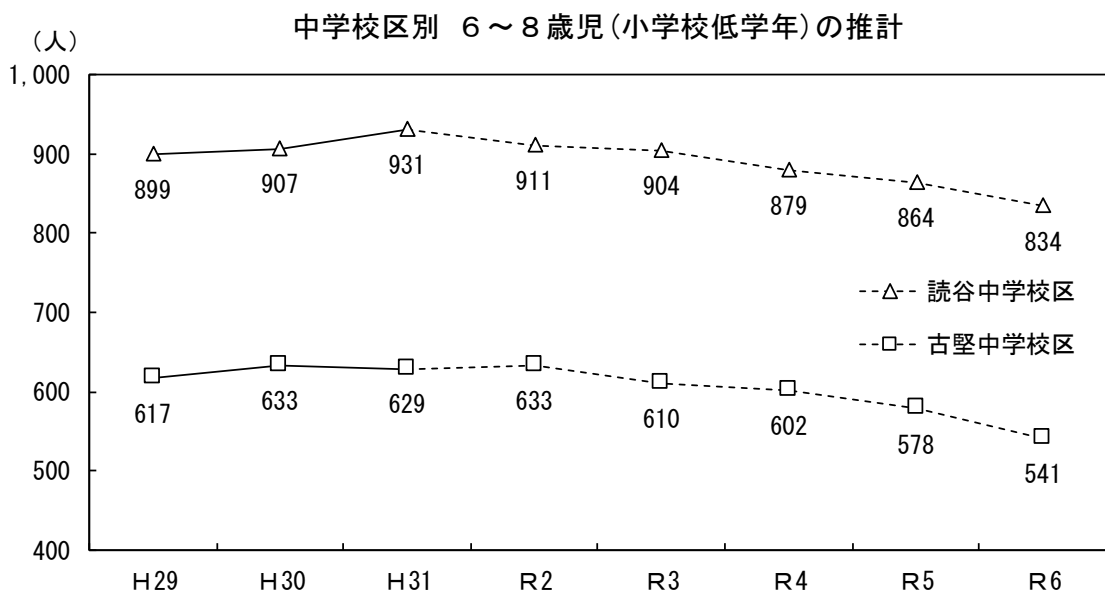
各年4月1日現在(住民基本台帳より)

推計値: コーホート変化率法により算出(平成27年から平成28年の変化率を用いて推計)

(5) 6～8歳児(小学校低学年)の推計

6～8歳児(小学校低学年)の人口を中学校区別に見ると、読谷中学校区は平成31年まで増加で推移していますが、令和2年以降は減少に転じるものと予測されます。古堅中学校区では、概ね横ばいでの推移から、令和2年以降は減少していくものと予測されます。

小学低学年	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	1,516	1,540	1,560	1,544	1,514	1,481	1,442	1,375
読谷中学校区	899	907	931	911	904	879	864	834
古堅中学校区	617	633	629	633	610	602	578	541



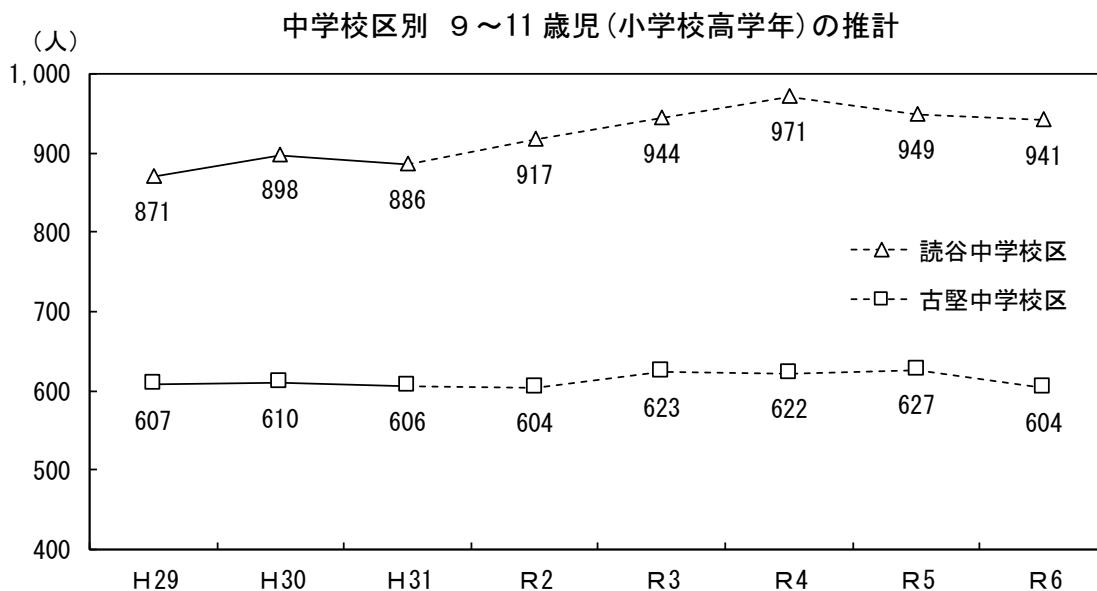
各年4月1日現在(住民基本台帳より)

推計値: コーホート変化率法により算出(平成27年から平成28年の変化率を用いて推計)

(6) 9～11歳児(小学校高学年)の推計

9～11歳児の人口(小学校高学年)を中学校区別に見ると、読谷中学校区は増加傾向で推移しており、令和2年以降も増加しますが、令和4年から減少に転じると予測されます。古堅中学校区では、概ね横ばいで推移していますが、令和2年以降は一旦増加後に横ばいとなり、令和6年には減少に転じると予測されます。

小学高学年	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	1,478	1,508	1,492	1,521	1,567	1,593	1,576	1,545
読谷中学校区	871	898	886	917	944	971	949	941
古堅中学校区	607	610	606	604	623	622	627	604



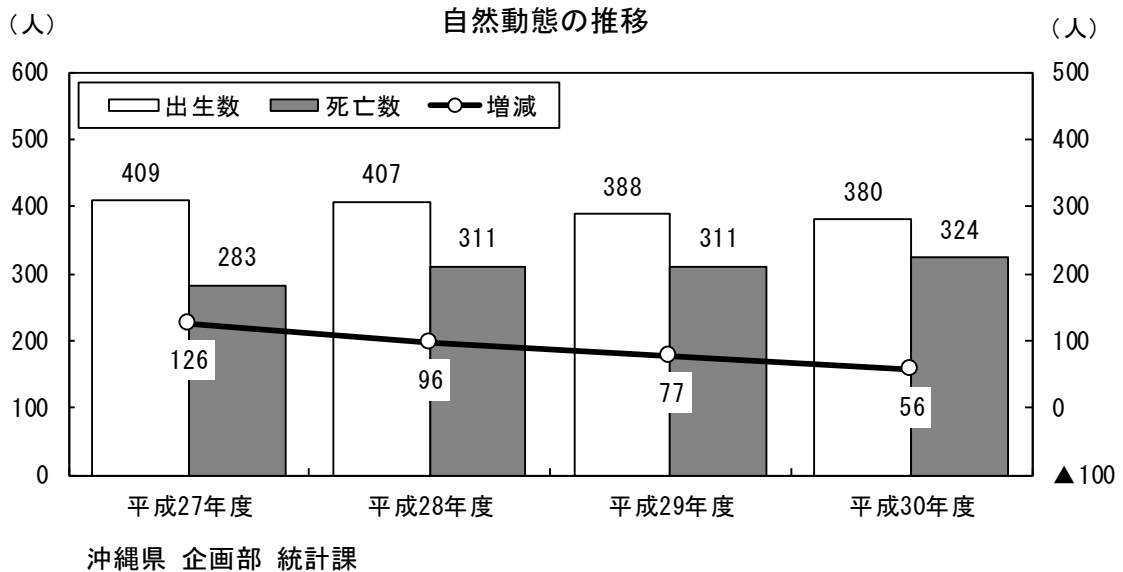
各年4月1日現在(住民基本台帳より)

推計値: コーホート変化率法により算出(平成27年から平成28年の変化率を用いて推計)

3. 人口動態（自然動態と社会動態）

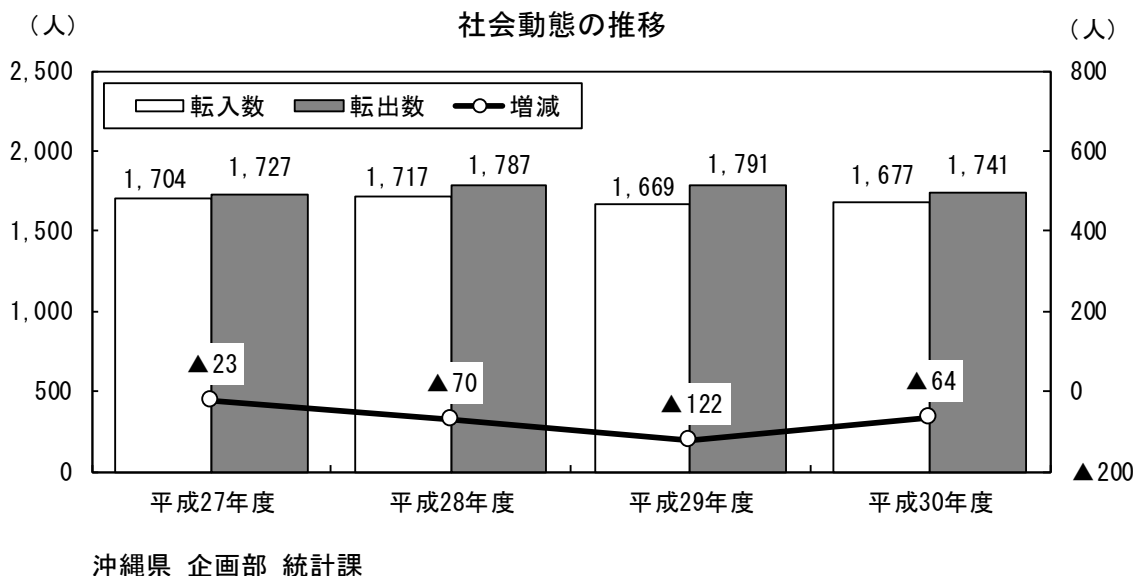
(1) 自然動態

出生数は、平成27年度以降、緩やかに減少しており、平成27年度の409人が平成30年度には380人と29人減となっています。死亡数は、緩やかに増加しており、平成27年度の283人が平成30年度には324人と41人増となっています。出生数と死亡数による自然動態は、各年度とも出生数が死亡数を上回っているためプラス値となっていますが、その数は平成27年度の126人から30年度の56人へと減少しています。



(2) 社会動態

転入数は、平成27年度以降微減しており、平成27年度の1,704人が平成30年度には1,677人と27人減となっています。転出数は、平成29年度まで微増後、平成30年度には前年より減少しており、この4年間では、平成27年度の1,727人から平成30年度の1,741人へと14人増えています。転入数と転出数による社会動態は、各年度とも転出数の方が多いためマイナス値で推移しており、特に平成29年度はマイナス122人と100人を超える状況となっています。



4. 教育・保育施設等の現況

(1) 教育・保育施設等の設置・定員・利用者数

① 教育・保育施設等の定員数の推移

村内の教育・保育施設等の定員数を見ると、平成31年度では、1号認定は公立幼稚園や私立幼稚園の795人、2号認定は認可保育園の562人、3号認定は、認可保育園や小規模保育による564人となっています。平成26年度以降の推移を見ると、1号認定の定員はほぼ横ばいとなっていますが、2号認定、3号認定の定員は大きく増加しており、保育ニーズの上昇により受け皿の整備を進めてきたことがわかります。

(定員ベース)

単位：人

	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	525			525	525			525	525			525
私立幼稚園	280			280	280			280	280			280
認可保育園		385	425	810		385	425	810		385	425	810
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育			0	0			0	0			0	0
事業所内保育			0	0			0	0			0	0
計	805	385	425	1,615	805	385	425	1,615	805	385	425	1,615
1号、2・3号別計	805	810		1,615	805	810		1,615	805	810		1,615

(定員ベース)

単位：人

	平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	525			525	525			525	515			515
私立幼稚園	280			280	280			280	280			280
認可保育園		520	545	1,065		540	542	1,082		562	545	1,107
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育			0	0			0	0			19	19
事業所内保育			0	0			0	0			0	0
計	805	520	545	1,870	805	540	542	1,887	795	562	564	1,921
1号、2・3号別計	805	1,065		1,870	805	1,082		1,887	795	1,126		1,921

各年度4月現在

(2) 幼稚園

① 公立幼稚園利用状況

公立幼稚園の利用状況を見ると、平成31年度では村内の5園で定員515人に対し、384人が利用しています。5園中4園は5歳児のみの受け入れ、1園は4歳児からの受け入れを行っています。

公立幼稚園新入園児、クラス数

単位：人、クラス

施設名	定員	利用園児数			クラス数				
		計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児
読谷幼稚園	105	82			82	3			3
渡慶次幼稚園	105	67			67	2			2
喜名幼稚園	105	74			74	3			3
古堅幼稚園	95	88		14	74	3		1	2
古堅南幼稚園	105	73			73	3			3
総数	515	384		14	370	14		1	13

平成31年5月現在

公立幼稚園利用の推移を見ると、利用園児数は増減があるものの、概ね横ばいで推移しています。4歳児の受け入れについては、平成31年度から1園で実施しています。

公立幼稚園利用園児数推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳児						
4歳児	—	—	—	—	—	14
5歳児	369	368	380	391	349	370
計	369	368	380	391	349	384

各年度5月現在

①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況を見ると、平成26年度は利用園児の40.4%が利用、平成31年度は82.8%が利用しており、預かり保育のニーズが大きく上昇していることがわかります。

公立幼稚園午後の預かり保育の利用推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
園児数(人)	369	368	380	391	349	384
預かり人数(人)	149	235	286	299	280	318
預かり利用割合(%)	40.4	63.9	75.3	76.5	80.2	82.8

各年度5月現在

②私立幼稚園利用園児数

村内の私立幼稚園は2園あり、定員280人に対して、本村の利用者は127人となっています。年齢別に見ると、年度による差はありますが、概ね4歳児と5歳児は同数程度、3歳児は4・5歳児よりやや少ない利用園児数となっています。

私立幼稚園新入園児、クラス数

単位：人、クラス

施設名	定員	利用園児数（本村園児）				クラス数			
		計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児
読谷中央幼稚園	160	118	31	43	44	6	2	2	2
こぼと幼稚園	120	9	3	5	1	3	1	1	1
計	280	127	34	48	45	9	3	3	3

平成31年5月現在

私立幼稚園利用園児数推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳児	36	53	61	66	55	34
4歳児	51	72	63	58	69	48
5歳児	46	61	76	70	68	45
計	133	186	200	194	192	127

各年度5月現在（学校基本調査より）

(3) 保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

①申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況を見ると、第1期計画開始年の平成27年度は926人であるのに対し、平成31年度では1,267人となっており、毎年増加で推移しています。0歳児は年度途中での入所希望が多くなるため、4月時点ではほかの年齢に比べて申し込みが少なくなっていますが、それでも平成31年度は117人と平成26年度以降で最も多くなっています。また、5歳児については、ほとんどが公立幼稚園を利用する中で、平成30年度から申し込みが増加してきています。

保育園等申込者数推移（4月）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	94	77	81	85	96	117
1歳	187	210	218	232	252	248
2歳	206	217	236	267	261	280
3歳	229	206	222	259	282	282
4歳	202	215	214	268	283	298
5歳	3	1	2	0	25	42
申込者数	921	926	973	1,111	1,199	1,267

各年度4月1日現在

②定員数の推移

保育施設等の定員を見ると、第1期計画開始年の平成27年度は810人であるのに対し、平成31年度では1,126人と増加しており、保育ニーズに対応するように整備に努めてきたことがわかります。平成30年度からは1園ですが5歳児保育も実施しています。

保育園等定員数推移（4月）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	78	78	78	102	105	111
1歳	171	171	171	213	202	203
2歳	176	176	176	230	235	250
3歳	185	185	185	247	247	253
4歳	200	200	200	273	273	271
5歳	0	0	0	0	20	38
定員数	810	810	810	1,065	1,082	1,126

各年度4月1日現在

③利用人数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の利用人数を見ると、第1期計画開始年の平成26年度は837人であるのに対し、平成31年度では1,164人と大きく増加しています。特に4歳児や2歳児で増加数が大きくなっています。

保育園等利用人数推移（4月）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	74 (0)	66 (0)	75 (0)	81 (0)	94 (0)	104 (2)
1歳	161 (0)	172 (0)	173 (0)	205 (0)	205 (0)	202 (1)
2歳	187 (0)	190 (0)	197 (0)	246 (0)	248 (4)	249 (5)
3歳	215 (0)	196 (0)	207 (0)	254 (0)	282 (11)	271 (5)
4歳	197 (0)	205 (0)	208 (0)	266 (0)	286 (7)	296 (11)
5歳	3 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	30 (5)	42 (7)
利用人数	837 (0)	830 (0)	862 (0)	1,052 (0)	1,145 (27)	1,164 (31)

各年度4月1日現在（村外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている児童も含む）
※（ ）の数字は読谷村外の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所等に通っている人数

④保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の利用人数は定員を上回る状況にあり、村ではほぼ毎年弾力化による受け入れを行っています。概ね毎年105%前後の弾力化率となっております。平成31年度では103.4%で運営しています。

保育施設等定員と利用児童数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員(人)	810	810	810	1,065	1,082	1,126
利用児童数(人)	837	830	862	1,052	1,145	1,164
弾力化率(%)	103.3	102.5	106.4	98.8	105.8	103.4

各年度4月1日現在

⑤認可保育園一覧

認可保育園の整備状況を見ると、平成31年度では村立2園、法人園10園となっています。平成31年度では5歳児保育実施園は2園です。

認可保育園別年齢別利用児童数

単位：人

保育園名	定員	利用児童数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
読谷村保育所	67	60	3	6	14	17	20	0
読谷村南保育所	70	65	3	12	12	20	18	0
小計（公立・管内）	137	125	6	18	26	37	38	0
わかたけ保育園	140	166	18	30	30	30	34	24
喜名保育園	140	144	15	30	30	30	29	10
のぐさ保育園	120	110	6	24	24	27	29	0
きりん保育園	90	91	9	12	24	24	22	0
南古堅保育園	90	92	9	18	18	26	21	0
咲く原保育園	60	68	6	12	18	15	17	0
たけのこ保育園	90	99	9	20	20	20	30	0
わらび保育園	90	86	9	18	18	18	23	0
ふれ愛保育園	75	77	6	12	18	19	22	0
わかたけ北保育園	75	68	3	7	18	20	20	0
小計（私立・管内）	970	1,001	90	183	218	229	247	34
合計	1,107	1,126	96	201	244	266	285	34

平成31年4月1日現在

⑥地域型保育事業所一覧

地域型保育事業所は平成31年度で1か所の整備となっています。

地域型保育事業所の年齢別利用児童数

地域型保育事業所名	定員	利用児童数（村在住児）			
		計	0歳児	1歳児	2歳児
ぽのぽの保育園	19	19	6	6	7

平成31年4月1日現在

⑦認定こども園の利用状況（村外施設）

平成31年度4月現在、村内には認定こども園はありませんが、村外の施設を利用している人が60人となっています。利用は3歳児以上のみとなっています。

認定こども園(村外)利用人数推移

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
0歳	3号							
	1歳							3号
	2歳							3号
3歳	1号	0	0	0	0	20	13	
	2号	0	0	0	0	15	7	
4歳	1号	0	0	0	0	11	13	
	2号	0	0	0	0	7	11	
5歳	1号	0	0	0	0	26	9	
	2号	0	0	0	0	5	7	
利用人数		0	0	0	0	84	60	

各年度4月1日現在 ※読谷村在住

⑧待機児童数の推移

待機児童数を見ると、平成31年度は35人であり、第1期計画初期の平成27年度や28年度と比べて、半数程度に減少しています。年齢別に見ると、1歳児が待機児童のほとんどを占めており、低年齢児での待機児童解消が課題となっています。

待機児童数推移（4月）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	15	7	5	0	0	4
1歳	13	25	31	22	40	25
2歳	12	19	28	6	7	6
3歳	10	7	12	0	0	0
4歳	3	2	2	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0	0
待機児童数	53	60	78	28	47	35

各年度4月1日現在

(4)教育・保育施設の利用比較

教育・保育施設の利用について、第1期計画開始前の平成25年度と平成30年度を比較すると、5歳児については、平成25年度は公立幼稚園利用が76.2%でしたが、平成30年度では69.1%に減少しています。反対に、保育園利用の5歳児は、平成25年度は0.4%となっていますが、平成30年度では5.0%になっており、保育園での5歳児保育受け入れ園の増加に伴い、利用状況に変化が見られ始めています。

平成25年度と平成30年度の教育・保育施設の利用者比較

単位：人(%)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立幼稚園 1号認定	H25						380(76.2)	380(13.2)
	H30						349(69.1)	349(12.9)
保育園 2号・3号認定	H25	58(12.6)	170(36.2)	191(38.2)	184(38.1)	191(40.8)	2(0.4)	796(27.6)
	H30	94(25.2)	205(47.3)	244(57.4)	271(56.7)	279(56.3)	25(5.0)	1,118(41.3)
児童人口	H25	460	469	500	483	468	499	2,879
	H30	373	433	425	478	496	505	2,710

(5) 地域子ども・子育て支援の状況

① 延長保育事業の利用状況

延長保育の利用について見ると、平成30年度は延べ78,855人が利用しており、保育園利用者の増加もあり、利用者数も増加傾向で推移しています。

延長保育事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育	31,848	56,470	30,696	61,353	78,855

①-1 一時預かりの利用状況（保育園）

保育園における一時預かりは、平成30年度は延べ1,901人となっています。過去5年の中で最も利用が少なく、平成28年度以降は減少しています。

一時預かりの利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時預かり	2,526	3,123	7,116	3,944	1,901

①-2 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)については、村内で2～3か所で実施されています。平成30年度は2か所での実施であり、年間延べ11,955人の利用となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援センター はばたけ	5,531	4,587	5,047	9,177	7,513
つどいの広場	5,525	5,222	6,163	5,130	4,442
わかたけ保育園 こそだてひろば	3,328		—	—	
計	14,384	9,809	11,210	14,307	11,955

②病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、村では1か所に委託して実施しています。利用者数は近年、減少傾向となっており、年間延べ利用人数が、平成30年度では42人となっています。

病児・病後児保育事業の推移

単位：人

病児・病後児保育	年間利用延べ人数				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
やびく産婦人科・小児科(北谷町) ファミリーサポートセンター	91	114	106	65	42

③ファミリーサポートセンター事業

③-1 会員数

ファミリーサポートセンターの会員数について見ると、平成30年度では利用会員が538人、サポート会員が124人、両方会員が136人であり、利用会員に比べて子どもを預かるサポート会員・両方会員が少ない状況となっています。

会員数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用会員	200	288	387	460	538
サポート会員	111	122	136	137	124
両方会員	62	78	98	112	136

各年度4月1日現在

④放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについて見ると、整備数は1か所であり、各年40人の利用となっています。学年別に見ると1年生での利用が非常に多くなっており、高学年になると数名の利用にとどまっています。

村内での放課後児童クラブは1か所となっていますが、民間が実施している放課後児童健全育成事業に該当しないクラブ(補助事業を受けていない学童施設)が8か所程度あります。共働き家庭が増加する中で、子どもを安心して預けられる放課後児童クラブの整備が必要となっています。

放課後児童クラブの推移

単位：か所、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
クラブ数	1	1	1	1	1	1
利用児童数計 (未就学除く)	35	40	40	40	40	40
1年生	11	19	18	27	26	23
2年生	13	8	18	7	11	13
3年生	11	9	3	4	1	3
4年生	0	4	1	2	2	1
5年生	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0

各年度4月現在

(6) 認可外保育施設

①認可外保育施設の推移

村内の認可外保育施設は平成31年度で10か所となっており、村内からは平成31年度で177人が利用しています。平成26年度の514人と比べて利用は減少しています。

保育施設等定員と利用児童数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数	11	13	14	10	11	10
利用児童数(人)	565	587	571	324	254	226
うち読谷村 在住児(人)	514	500	499	269	207	177

各年度4月現在

認可外保育施設別年齢別利用児童数

単位：人

施設名	区域	定員	利用児童数						
			計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
いずみ保育園	古堅	80	55(37)	0(0)	10(5)	19(13)	13(9)	13(10)	0(0)
学童保育園ピーターパン	喜名	51	27(23)	1(1)	4(3)	10(8)	5(4)	7(7)	0(0)
こども園大きな和	高志保	35	22(21)	0(0)	6(6)	7(6)	4(4)	5(5)	0(0)
すぽんじ・まむ	波平	45	29(28)	1(1)	5(5)	8(8)	10(9)	5(5)	0(0)
プティミニョン乳児ハウス	喜名	28	8(8)	2(2)	1(1)	4(4)	1(1)	0(0)	0(0)
ベビーハウスティーダッコ	古堅	26	16(8)	1(1)	5(2)	3(2)	4(2)	3(1)	0(0)
みどりが丘保育園	楚辺	66	17(17)	0(0)	4(4)	3(3)	4(4)	6(6)	0(0)
わんぱく楽園	波平	40	22(21)	0(0)	7(7)	3(3)	6(5)	6(6)	0(0)
よみたん自然学校	高志保	20	24(11)	0(0)	0(0)	0(0)	8(4)	8(5)	8(2)
まんまる乳児園	楚辺	8	6(3)	2(1)	2(1)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)
総数		399	226(177)	7(6)	44(34)	59(48)	55(42)	53(45)	8(2)

平成31年4月1日現在

※()の数字は村内在住

(7) その他

①放課後子ども教室の推移

村内では放課後子ども教室を平成30年度では7か所で「わんぱく広場」という名前で実施しています。利用者数は238人であり、低学年を中心に利用されています。

放課後子ども教室の学年別利用児童数

単位：か所、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども教室数	5	6	6	6	7
利用児童数計	121	182	170	181	238
1年生	35	76	36	68	64
2年生	32	31	70	25	63
3年生	22	33	20	70	35
4年生	15	16	23	7	54
5年生	14	12	11	7	14
6年生	3	14	10	4	8

各年度4月1日現在

①-1 放課後子ども教室の利用状況

放課後子ども教室別学年別利用児童数

単位：人

名 称	地区 (学校)	利用児童数				
		計	1年生	2年生	3年生	4年生以上
喜名わんぱく広場	喜名小学校	29	7	7	2	13
波平わんぱく広場	読谷小学校	21	12	6	1	2
大木わんぱく広場	古堅小学校	23	6	6	4	7
大添わんぱく広場	古堅小学校	92	25	24	17	26
横田わんぱく広場	喜名小学校	20	7	8	1	4
儀間わんぱく広場	渡慶次小学校	25	4	10	1	10
伊良皆わんぱく広場	古堅小学校	28	3	2	9	14
総 数		238	64	63	35	76

平成31年4月1日現在

②児童館の推移

村内には児童館が1か所整備されています。年間の利用者数は平成30年度で延べ10,722人であり、小学校低学年での利用が多くなっています。

児童館の学年別利用児童数

単位：か所、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童館数	0	1	1	1	1
延べ利用児童数計	—	7,987	14,547	13,872	10,722
1年生	—	1,252	5,232	2,707	2,450
2年生	—	2,132	2,573	4,020	1,886
3年生	—	1,062	2,434	1,769	2,476
4年生	—	825	1,720	2,085	1,145
5年生	—	977	1,881	2,211	1,109
6年生	—	1,321	410	937	1,290
中学生以上	—	418	297	143	366

5. 読谷村の保育ニーズや保育所等の整備状況について

読谷村における動向の考察

平成27年度の計画開始以降、保育ニーズ(利用児童数+待機児童数)は急激に上昇し、平成29年には計画での見込みを大幅に超えた。この状況を受けて、村では平成29年度の「中間見直し」において、教育・保育の量の見込みと確保方策の見直しを行っており、現在は、この見直し後の計画にもとづいて受け入れ体制の拡充を図っています。

児童人口の推移を見ると、就学前児童に当たる0～5歳児については、平成27年を境に増加から減少へと転じています。第1期計画策定時には就学前児童数の増加で見込んでいたが、実際は減少しているという状況にもかかわらず、保育ニーズは見込みを大幅に上回っています。

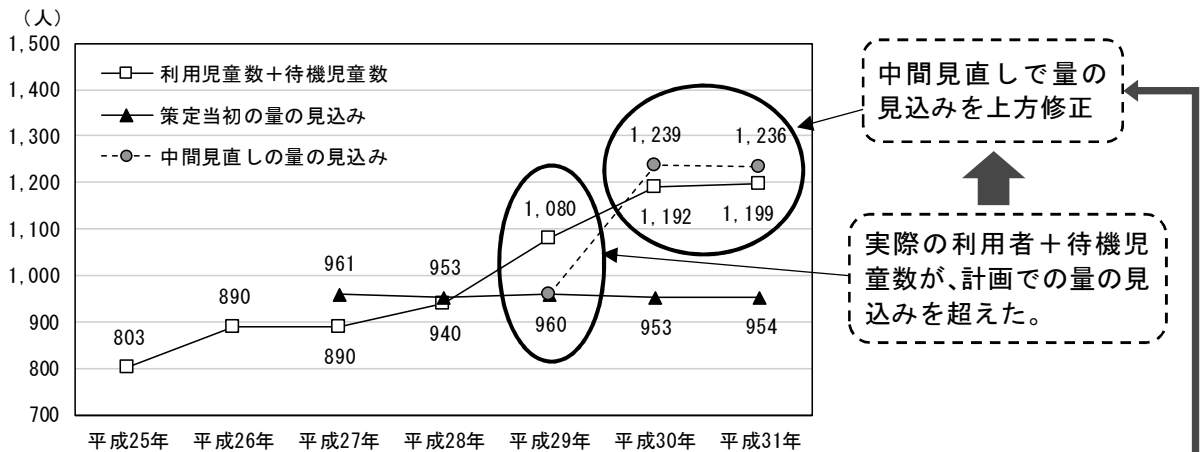
そこで、保育園の利用希望率に着目すると、第1期計画の策定当初では希望率を32.9%で設定しているのに対し、実際は43.0%となっており、保育園の利用希望率を低く見込んだことにより乖離が生じています。中間見直しにおいては利用希望率を44.4%に設定し、量の見込みを見直しており、また供給量についてもこれを踏まえた確保方策に見直しています。

第2期計画策定年度である平成31年度においては、平成30年度に実施したニーズ調査結果や今後の児童人口推計を見極めながら、利用希望率を精査した上で、量の見込みを算出していく必要があります。

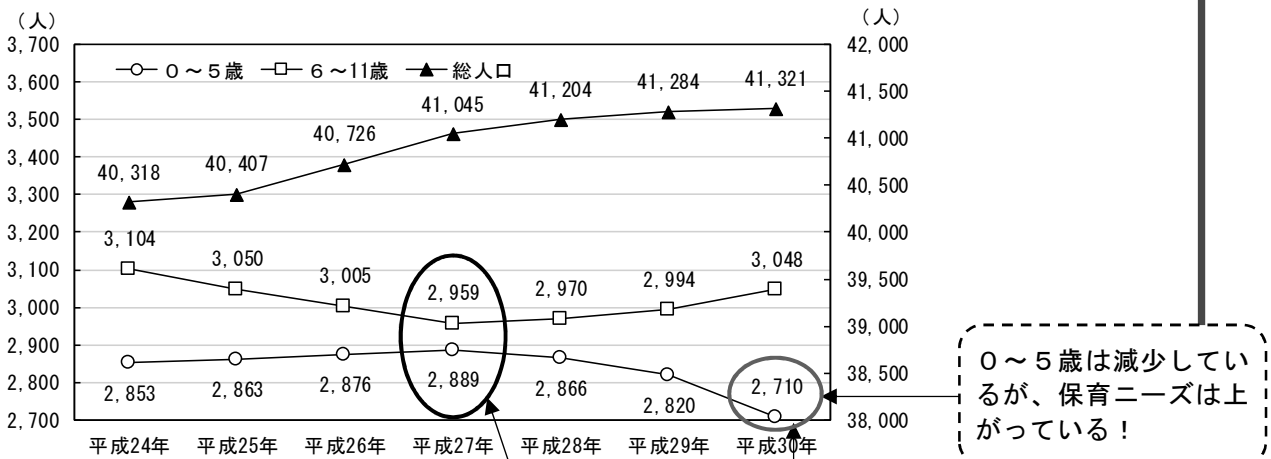
さらに国では、令和元年10月から教育・保育の無償化を実施しています。この影響も踏まえ、例えば1号認定3歳の受け入れ体制づくりを検討するなど、新たな展開も求められています。保育施設や小規模保育事業の整備のほか、既存施設を活用するために、例えば、村立幼稚園での複数年保育や、状況によっては他市町村で見られるように認定こども園への移行など、第2期計画での量の見込みを見極めながら、受け入れ枠の確保に向けて検討することも必要です。

保育所整備による受け入れ枠の拡大を進めていくこととなるが、無償化の影響がどの程度であるか、女性の就労希望率の上昇はどれくらいであるか、こういった点をニーズ調査で把握するとともに、大きな課題である保育士の確保についても、村としてできる対策を掲げるなど、新しい課題への対応を検討しながら、子どもと子育て家庭のための施策を第2期計画で策定していく必要があります。

■ 第1期の量の見込みと利用児童数・待機児童数合算値の推移（計画値と実績の比較）

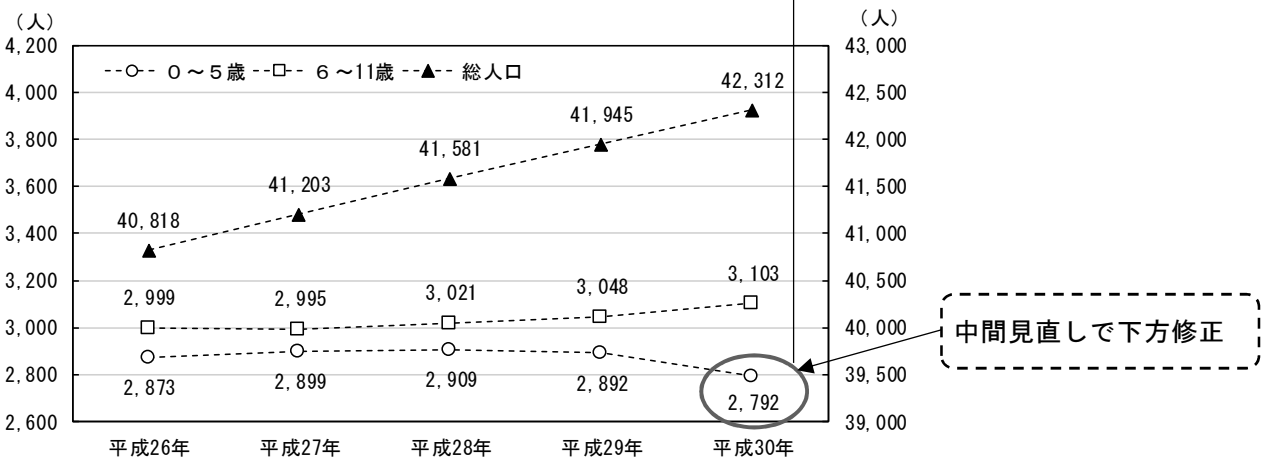


■ 総人口と児童人口の推移



各年4月1日現在（住民基本台帳より）
※平成26年は按分で試算

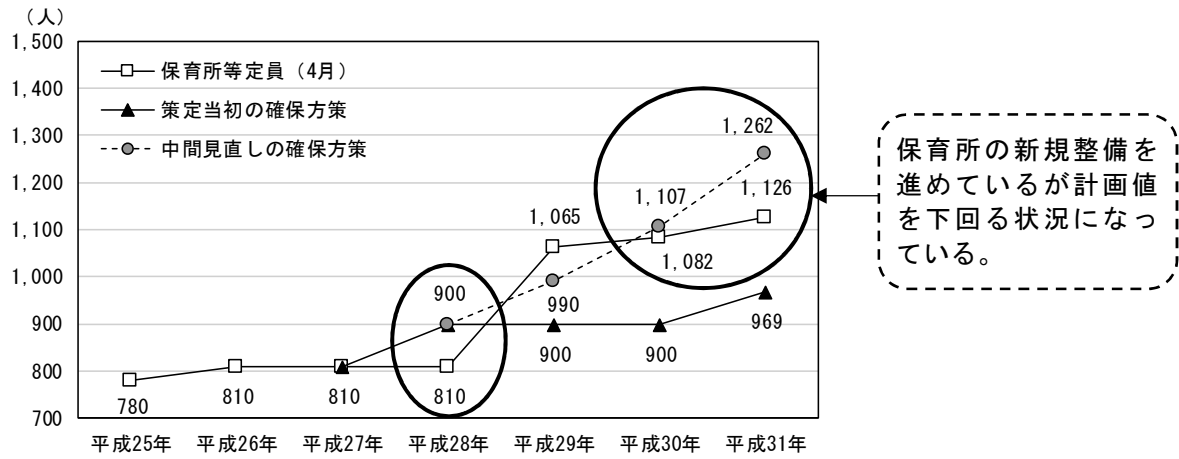
■ 中間見直しでの推計人口の推移



利用希望率は策定当初は大幅に低いが、中間見直しでは近づいている。（H30）

- ・（策定当初） $953 \div 2,895 = 32.9\%$
- ・（見直し） $1,239 \div 2,792 = 44.4\%$
- ・（実際） $1,165 \div 2,710 = 43.0\%$

■ 第1期確保方策と保育所等定員の推移（計画値と実績の比較）



6. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の概要

① 調査の目的

平成31年度に策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

② 調査の対象者

村内に在住する就学前児童と小学生(1～6年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施。就学前児童保護者調査は2,044人、小学生保護者調査は1,839人に配布。就学前児童調査は、一世帯に複数の調査票が配布されないように調整を行った。小学生保護者調査は、学校・学年別の児童数を勘案しながらクラス単位で配布するように調整を行った。

③ 調査方法

就学前児童保護者調査 …………… 郵送による発送・回収
小学生保護者調査(1年～6年生) …………… 小学校を通じた配布・回収

④ 調査期間

平成31年2月(就学前:2月6日～2月19日、小学生:2月8日～2月25日)

⑤ 回収率

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	2,044件	795件	38.9%
小学生保護者調査	1,839件	1,151件	62.6%

(2) 調査結果のまとめ（就学前・小学生共通）

1) 子育て家庭の状況

①兄弟の状況

●就学前では2人、小学生では3人が最も高い。2番目に、就学前で1人、小学生では2人が高い。

●就学前では両中学校区で地域差は見られない。小学生ではやや地域差がある。

兄弟の数を見ると、就学前児童では、「2人」の34.3%が最も高く、次いで「1人」の28.3%、「3人」の26.3%となっている。小学生では「3人」が36.7%で最も高く、「2人」が30.3%と次いでいる。また、「4人」が16.5%あった。

中学校区別に見ると、就学前児童では「2人」や「3人」は両中学校区ともほぼ同率であり、地域差が見られない。小学生では、「1人」と「2人」は古堅中学校区でやや高く、「3人」と「4人」では読谷中学校区の方で高くなっている。

②世帯の状況

●核家族世帯が圧倒的に多い。中学校区別で見ると就学前では読谷中学校区の3世代世帯の割合がやや高い。小学生では地域差はほとんど見られない。

世帯構成について見ると、「核家族世帯」が就学前児童は81.5%、小学生は73.6%となっており、ほとんどの家庭が核家族であることがわかる。また、「母子世帯」は就学前児童の5.0%、小学生では9.6%となっている。

世帯構成を中学校区別に見ると、就学前児童では、読谷中学校区の「3世代世帯」の割合が高くなっている。古堅中学校区は「核家族世帯」において読谷中学校区より若干高くなっている。小学生では、中学校区別の地域差はほとんど見られない。

③住宅の形態

●就学前では賃貸のアパート、マンション等が半数を超えている。反対に、小学生では持ち家(一戸建て)が半数を超えている。

就学前児童では、「賃貸のアパート、マンション等」が51.9%と半数を超えている。次いで「持ち家(一戸建て)」が38.4%となっている。反対に、小学生では「持ち家(一戸建て)」が53.0%、「賃貸のアパート、マンション等」が35.0%と逆転している。

●年齢が上がるとともに持ち家(一戸建て)の割合が高くなっている。世帯別では、賃貸のアパート、マンション等は母子世帯や就学前児童の核家族で高い。

中学校区別で見ると、就学前児童では「賃貸のアパート、マンション等」は古堅中学校区の方で高く、反対に「持ち家(一戸建て)」では読谷中学校区で高い。小学生では、その差はほとんどなくなっている。

世帯別で見ると、「持ち家(一戸建て)」は就学前児童・小学生ともに3世代世帯が80%以上を占め、小学生の核家族世帯でも半数余りとなっている。「賃貸のアパート、マンション等」は就学前児童の核家族世帯ほか、就学前児童と小学生の母子世帯でも高い割合を占めている。

子どもの年齢別では、就学前児童の低年齢児(0～3歳)では「賃貸のアパート、マンション等」が6割を占めているが、5歳・6歳では「持ち家(一戸建て)」の割合が高くなっている。小学生でも、その傾向は続いており、学年が上がるとともに「持ち家(一戸建て)」の割合が高く、「賃貸のアパート・マンション等」の割合が下がっている。

④住まいに満足しているか

●「はい」と答えた方は就学前児童・小学生ともに6割を超えている。就学前児童より小学生の方で満足度がやや高くなっている。

「はい」と答えた方が就学前児童で60.0%、小学生では67.1%となっている。「いいえ」と答えた方は就学前児童で38.5%、小学生で31.4%となっており、小学生の世帯で満足度がやや高くなっている。

⑤満足していない理由

●「持ち家でない」と「住環境が悪い」の2項目が特に高い。

就学前児童・小学生ともに満足していない理由として「持ち家でない」と「住環境が悪い(築年数がたっている、間取りが悪いなど)」が3割前後あり、これら2項目が高くなっている。次いで「家賃が高い」が1割余りとなっている。

⑥公営住宅に入居したいか

●11%程度が入居を望んでいる。特に母子世帯と多子世帯(5人)の入居希望が高い。

「いいえ」と答えた方が就学前児童・小学生ともに6割前後となっている。「はい」と答えた方は11%程度である。小学校区別の入居希望は就学前児童の古堅南小学校区と読谷小学校区でやや高い。世帯別では、就学前児童・小学生ともに母子世帯の入居希望が3割近くあり、核家族世帯3世代世帯の1割前後と比べて高くなっている。兄弟の人数別で見ると、「5人」が他の兄弟数に比べてやや高い。

⑦保護者の出身地

●父母ともに読谷村出身が多い。父親に比べ母親の方が「読谷村以外の県内」と「県外」の割合が高くなっている。小学校区別では、地域差が見られる。

就学前児童・小学生ともに、「読谷村」出身者が最も多く、父親が5割半ば、母親では4割半ばを占めている。「読谷村以外の県内」は父親が就学前児童・小学生ともに3割前後、母親では3割半ばとなっている。「県外」出身者は、就学前児童の母親で2割近くとやや高い。また、「外国」出身者が父親で3%ほどとなっている。

小学校区別で見ると、父親・母親ともに渡慶次小学校区で県外出身者が多く(特に母親)や、古堅南小学校区で村外出身者が多いことなど、地域差が見られる。

⑧日頃お子さんを見てもらえる方

●多くの家庭が祖父母・親族の支援を受けられるが、10%前後は見てもらえる人がいない。就学前児童の0・1歳児と3歳児は、見てもらう人がいない割合が高くなっている。

お子さんを見てもらえる方について尋ねたところ、祖父母や親族等が「緊急時や用事の際」あるいは「日常的に」見てもらえるという回答が大半を占めているものの、お子さんを見てもらえる方が「いずれもない」という回答が就学前児童で13.1%、小学生では9.1%ある。

就学前児童の年齢別で見ると、「いずれもない」は0・1歳児及び3歳児で19%と高くなっている。

⑨相談できる人・場所の有無、孤独感

●相談相手が「いない」人では、子育てで孤立を感じている割合が高い。

気軽に相談できる人がいる・場所があるという回答が90%を超えているが、その一方で、「相談できる人がいない(場所がない)」という人は就学前児童保護者で3.5%、小学生保護者では5.6%いる。

子育てなどでの“孤独感については、就学前児童保護者の26.3%、小学生保護者の20.6%が感じている。

世帯構成別で見ると、小学生のひとり親世帯の方で、孤立感を感じる割合が高くなっていることがわかる。

相談先の有無別に見ると、「相談できる人がいる」という回答では、“孤独感あり”が就学前児童が24.5%(小学生が17.6%)あるのに対し、「相談できる人がいない」では、就学前児童で75.0%(小学生が68.7%)と7割程度を占めている。さらに「(孤独感を)よく感じる」も「相談できる人がいない」で17.9%(小学生が15.6%)となっており、相談先の有無と子育ての孤独感で関係性が見られる。

⑩相談先・相談内容

●相談先は身近な人が大半であるが、悩み事は専門的な内容が多くなっている。

相談先としては、祖父母や友人・知人といった身近な人をあげる回答が大半を占めている。しかし、相談内容では子どもの発達や栄養・教育などの専門的なことも高くなっており、身近な人だけではなく専門的な人や機関による相談や情報提供などの充実も必要と思われる。

⑪相談・情報提供の場に求めること（就学前）

●相談・情報提供では、教育・保育施設の情報や利用に関する相談を望む声が圧倒的に高い。

就学前児童を対象に相談・情報提供の場に求めることを尋ねると、「教育・保育施設の情報・利用に関する相談」が64.0%で圧倒的に高くなっている。

⑫行政に望む子育て支援の内容

●就学前児童では、経済的負担軽減や子どもと楽しめる場の整備を求める声が高い。小学生では、子ども同士でも楽しめる場所と医療機関の体制整備が特に望まれている。

就学前児童では、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」(70.4%)という経済的負担軽減を望む声と、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(66.5%)が特に高くなっている。また、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が52.6%あり、3番目に高い。

小学生では、「子ども同士でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が62.8%と高く、また「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」(49.4%)や「公園を増やしてほしい」(41.4%)も高くなっている。

2) 母親の就労について

①母親の現在の就労状況・就労希望

●母親の就労率(80.8%)・就労希望率(88.3%)は前回調査時より上回っている

就学前児童の母親の就労状況を見ると、フルタイムで就労している母親は就学前児童保護者で53.3%(小学生保護者で49.1%)、パート・アルバイト等が27.5%(小中学校生保護者は34.4%)であり、就労している母親が就学前児童保護者の80.8%(小学生保護者の83.5%)を占めている。また、就労希望率は88.3%(小学生保護者は89.1%)となっている。第1期計画策定時のニーズ調査(前回調査)では、母親の就労率は就学前児童保護者で70.9%、就労希望率(同)は80.6%であり、女性の就労率や就労希望率は前回は上回っている。また、フルタイムでの就労割合が前回調査では就学前で43.3%であったが、今回は53.3%と大きく上昇している。

母親の就労率上昇は、共働き家庭の増加となり、保育ニーズの上昇にも直結する。児童人口が急減していなければ、前回調査時点と比べて、量の見込みは上がるものと推察される。

※母親の就労希望率=(「現在就労している母親数」+「現在未就労で“今すぐにも働きたい”と回答した母親数」)÷有効回答者の母親数で算出

②現在就労していない母親の就労希望

●すぐにでも働きたいという母親は41.1%。

就労していない母親のうち、すぐにでも働きたいと考えている割合は、就学前児童保護者で41.1%、小学生保護者の37.7%となっている。特に就学前児童保護者では就労したい割合が高く、保育園入所希望の「潜在的ニーズ」として量の見込みを算出する際に考慮する必要がある。

(3) 調査結果のまとめ（就学前児童の調査結果より）

1) 教育・保育サービスの利用について

①教育・保育のサービスの利用の有無

●2歳児で子どもの約8割、3歳児以上では9割以上が教育・保育施設等を利用している。

就学前の教育・保育サービス利用は77.5%であり、1歳児では3割半ば、2歳児からは約8割、3歳児以上は9割を超える利用率となっている。また、認可外保育施設利用者を除いた教育・保育施設の就園率は3歳児で71.8%、4歳児で73.6%、5歳児で78.1%となっており、3～5歳児全体では74.7%となる。

②利用している教育・保育サービスの状況

●「認可保育園」の利用率が最も高い。

「認可保育園」の利用が33.3%で圧倒的に高くなっている。これに次いで多いのは「認可外の保育施設」の17.7%となっている。「村立幼稚園」と「村立保育所」はそれぞれ15%程度となっている。認可外の保育施設利用者の中には認可保育所を待機となって利用している人も多く、こういった対象者も潜在的な保育ニーズとして捉える必要がある。

③教育・保育サービスを利用していない理由

●「空きがない」ために教育・保育施設等を利用していない割合は25.7%。

保育・教育のサービスに空きがないために利用していない、つまり、“潜在的も含めての待機児童”となっている割合は25.7%であった。子どもの年齢別では1歳児から3歳児でこの回答が高い。特に3歳児では50.0%を占める。

“空きがない”を中学校区別にみると、読谷中学校区が28.2%で、古堅中学校区に比べ若干高い。

④教育・保育のサービスの利用希望

●「認可保育園」と「村立保育所」を望む声が非常に高い。居住地の近くの施設利用希望が高い。

教育・保育サービスの利用希望では、「認可保育園」と「村立保育所」を望む声がそれぞれ40%台で高い。また、「公立幼稚園」が34.7%であるほか、「認定こども園」が24.7%となっている。

現在、利用している教育・保育サービスを今後も希望する人が概ね70%以上となっているが、現在「認可外の保育施設」を利用している人で今後も認可外を希望する割合は50.5%と低く、「認可保育園」(45.9%)「村立保育所」(40.4%)を希望する割合が高くなっている。

また、利用したい場所と居住地区との関係を見ると、居住している地区内での教育・保育サービス利用希望が両中学校区ともに7割半ばとなっており、住まいから近いところに預けたいという声が高いことがわかる。

⑤教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

●保育士、先生、職員の対応と居住地に近い場所を重視したいという声が、両中学校区とも非常に高い。

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「保育士、先生、職員の対応」が75.0%、「居住地に近い場所」が72.7%で、これら2項目が特に高い。そのほか、「教育・保育の方針や内容」が61.1%と続いている。

教育・保育施設を選ぶポイントとして「居住地の近く」が利用先の希望や園選びで重視することとして多く挙げられており、供給体制の整備においてもこの点を踏まえ、各地域の児童人口等を踏まえて提供区域ごとの施設等整備を図る必要がある。

⑥認定こども園について知っていること、利用希望

●利用希望が半数近くを占めている。

認定こども園の周知状況を見ると、半数以上が「保育園の機能と幼稚園の機能がいっしょになっている」と答えている。

利用希望としては、「利用したい」が46.5%と半数近くを占めている。また、「よくわからない」という回答も43.5%あり、認定こども園についての周知度や教育・保育施設の違いについて把握しきれていない人も多くなっている。

⑦村立幼稚園の複数年保育の利用希望

●3歳から通わせたいという声は23.9%となっている。

村立幼稚園の複数年保育希望については、「3歳から通わせたい」が23.9%で最も高かった。「4歳から」は8.2%、「5歳から」は13.3%であるが、「よくわからない」が34.7%あった。また、「3歳から」や「4歳から」という声は読谷中学校区で僅かながら高くなっている。なお、保育所等を利用する(幼稚園は利用しない)という声が16.1%あった。

⑧公立幼稚園を複数年保育で利用する際の条件について

●「土曜日の受け入れ」、「毎日給食にして欲しい」などの声が見られた。

公立幼稚園を複数年保育で利用する際の条件等について尋ねた。「土曜日の受け入れ」、「毎日給食にして欲しい」、「19時までの保育(延長保育)を希望」の3つが特に多く見られた。

2) 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用

①土曜日・日曜日の利用希望

●土日の利用希望も一定程度見られる。

土曜日は68.7%、日曜・祝日は31.6%が教育保育施設を利用したいと回答している。土曜日のほか、日曜・祝日の利用希望も少なくない。なお、土曜日の毎週利用希望は34.0%、日曜日の毎週利用希望は5.4%、月数回の利用希望が26.2%であった。

②幼稚園の長期休暇期間の教育・保育サービスの利用希望

●夏休み等の長期休暇期間も教育・保育サービスの利用が望まれている。

幼稚園の夏休みなど長期休暇期間における施設の利用希望は、「ほぼ毎日利用したい」が70.1%を占めている。

3) 地域子育て支援センターについて

①地域子育て支援センターの利用状況、利用希望

●現在の利用率は7.9%程度で低いが、今後の利用希望は25.0%ある。

地域子育て支援センターの現在の利用者は7.9%であり、現在利用していないが今後利用したい割合は25.0%となっている。その中で、0歳児から2歳児が30%~40%余りとなっている。

②地域子育て支援センターで利用したい内容

●一時預かりの希望が最も高い。

地域子育て支援センターで利用が望まれている内容は、「一時預かり」(39.2%)が最も高い。また、「保育所や幼稚園の入所・利用に関する相談」(32.6%)、「子育てに関する相談」(32.3%)、「病児・病後児保育」(30.8%)、「常設の子育て親子の交流の場の提供」(30.1%)が3割台となっている。子どもの年齢別にみると、0・1歳児といった低年齢児では、子育てに関する相談や子育て講演会などを望む声が高く、0~2歳児は保育所や幼稚園の入所に関する相談や一時預かり、0歳~3歳では親子の交流の場の声が高い傾向にある。

4) 病児・病後児保育について

①病児・病後児保育の利用希望

●病児保育の利用希望は4割ある。

病児・病後児保育の利用希望は40.6%となっている。1年間で利用したい日数については、「5日以内」が54.4%を占める。

5) 一時預かりについて

①一時預かりの利用意向

●一時預かりの利用希望は3割半ばであり、3歳以下で比較的高い。

一時預かりを「利用したい」という声は34.5%を占めている。年齢別で見ると、3歳以下では4割程度あり、4歳以上になると3割程度に減少している。利用目的では、「私用やリフレッシュ目的」が67.9%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」も60.9%と高く、リフレッシュや様々な用事を済ませるために求められている。

6) 育児休業等について

①育児休業の取得状況・取得しなかった理由

●母親全体の中では約半数が育休を取得。父親の取得は僅かである。

育児休業を取得した割合は、母親全体の中では48.1%、父親では4.2%となっている。また、当時就労していた人を母数として算出した“育児休業取得率”は、母親で74.8%、父親では4.4%となる。全国値(2018年)は母親82.2%、父親6.2%であり、全国値より下回っている。

育児休業を取得していない理由としては、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」と「職場に育児休業の制度がなかった」がそれぞれ25.0%を占め高くなっている。

②育児休業の期間について（母親）

●保育所入所できるタイミングを考慮しながら、希望する育休期間を早めるなどしている。

育児休業は、子どもが1歳になるまで取得したいという希望が84.1%で圧倒的に高い。

育児休業を希望通りの期間取得できたという回答は38.5%となっている。「希望より早く復帰した」が55.1%で5割を超えている。希望より早く復帰した理由は、「希望する保育所に入るため」が50.6%で大半を占めている。

また、希望より遅く復帰した理由でも「子どもをみてくれる人がいなかったため」(81.3%)と「希望する保育所に入れなかったため」(75.0%)が圧倒的に高く、育休の復帰時期を早めたり遅くしたりしている大きな理由には、“保育所入所”が影響していることがわかる。

③仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

●子どもの病気やけがの時に休暇を取れる職場環境などが求められている。

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組みとしては、「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」が66.0%で最も高い。また「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する」(50.2%)、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深める教育を行う」(46.4%)が比較的高くなっている。

仕事と子育てを両立しやすい職場環境とともに、職場の理解が求められており、安心して働きそして子育てもできるように、企業への啓発及び企業と連携した取り組みも必要である。

(4) 調査結果のまとめ（小学校低学年児童の調査結果より）

1) 放課後の過ごし方について

①放課後の過ごし方

●放課後の過ごし方では、自宅と習い事が非常に高い。

小学生の放課後の過ごし方では、「自宅」(60.6%)のほか、「習い事」(50.7%)が非常に高く、「部活・クラブ活動」(30.1%)、「祖父母や友人・知人宅」(22.2%)が比較的高くなっている。ほか、「放課後児童クラブ」が11.3%、「放課後子ども教室」が5.4%、「児童館」は1.9%である。

年齢別に見ると、「自宅」は2年生以上で6割を超えており、「習い事」は2年生から5年生まで5割以上を占めている。

中学校区別に見ると、「自宅」や「部活・クラブ活動」は、読谷中学校区の方が、古堅中学校区より高くなっている。また、「放課後子ども教室(わんぱく広場)」は古堅中学校区の方が、読谷中学校区よりもやや高くなっている。

●希望する子どもの放課後の過ごし方では、「習い事」を望む声が比較的高い。

希望する放課後の過ごし方では、「自宅」(40.8%)よりも「習い事」(52.0%)の方が高くなっている。また「習い事」は、1年生から5年生までで最も高くなっており、6年生のみ「自宅」の割合が習い事を上回っている。「部活・クラブ活動」は4年生から5割近くに上っており、「放課後児童クラブ」は1年生で2割半ばとなっている。

中学校区別で見ると、読谷中学校区では、「自宅」、「部活・クラブ活動」が古堅中学校区より高く、反対に古堅中学校区では「放課後子ども教室(わんぱく広場)」や「放課後児童クラブ」が読谷中学校区より高くなっている。

2) 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について

①放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

●低学年では4割～5割余り、高学年でも1割～3割近くの利用希望が見られる。

放課後児童クラブの現在の利用率は11.7%であり、学年別に見ると1年生が30.2%、2年生が22.2%、3年生が11.0%と、学年が上がるとともに利用割合は減少している。

今後の利用希望率は32.8%となっている。学年別では、1年生が53.6%、2年生が46.9%、3年生が38.4%であり、現在の利用率を大きく上回っている。

また、4年生以降の高学年では、現在の利用率は0.5～6%程度にとどまっているが、今後の利用希望率は12～27%程度あり、現在の利用を上回るニーズが見受けられる。

②小学校区別に見る放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況と利用希望

●整備不足の地域への新規整備が求められている。

放課後児童クラブの利用率を小学校区別に見ると、古堅南小学校区が18.4%と喜名小学校区で14.7%と高くなっている。今後の利用希望率では、喜名小学校区が42.0%と非常に高い。その他、古堅南小学校区(35.8%)、古堅小学校区(32.4%)で比較的高くなっている。

放課後児童クラブについては整備が進んでいる地域と進んでいない地域の差が見られる。利用ニーズも、現在の利用率が高いところのほか、整備不足の地域への新規整備もニーズ量を見極めながら検討していく必要がある。

③放課後児童クラブ(学童保育)の利用料金

●10,000円未満を望む声が7割半ば。利用料が高いと感じる人では5,000円未満が約6割。

放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない理由の中には、「利用料金がかかる(高いから)」が30.5%を占めている。

放課後児童クラブの利用料金の希望額としては、「5,000円以上10,000円未満」と「5,000円未満」が38%程度でほぼ同率となっている。これらを合わせると10,000円未満を望む声が76.7%となっている。

また、利用料金がかかる(高い)ことを理由に放課後児童クラブを利用していない人の声としては、「5,000円未満」が62.1%で6割を占めており、全体に比べてより低額が求められていることがわかる。

④放課後児童クラブ(学童保育)の利用を希望する理由

- 「保護者が共働きのため」が最も高く、「長期休暇中に子どもの面倒をすることができないため」も高い。

放課後児童クラブを利用希望する理由を尋ねたところ、「保護者が共働きのため」が74.3%で最も高いほか、「長期休暇中(夏休み等)に子どもの面倒をすることができないため」も52.6%で高い。また、「宿題などを見てもらえるため」が43.1%、「友達と過ごさせたいため」が38.4%を占めている。

3) 児童館の利用について

①児童館の利用状況

- 児童館の利用率は5.3%と非常に低い。

現在、児童館を利用している割合は5.3%と非常に低い。1年生が8.9%と最も高く、他の学年よりやや高くなっている。

小学校区別の利用率は、唯一、古堅南小学校区が21.6%で2割余りとなっており、そのほかの小学校区は5%未満の利用割合となっている。

②児童館を利用していない理由

- 「児童館が近くにないから」が5割近くに上っている。

児童館を利用していない理由では、「児童館が近くにないから」が47.2%で非常に高くなっている。小学校区別で見ると、「児童館が近くにないから」は喜名小学校区が61.7%で最も高いほか、渡慶次小学校区(54.3%)と古堅小学校区(50.7%)でも5割台となっている。

(5) 自由回答のまとめ（就学前児童保護者調査結果より）

自由回答への記入は307件あった。回収数は795件であり、自由回答への記入率は38.6%となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめてみた。傾向としては、

- ・ こども医療費助成対象年齢を引き上げてほしい
- ・ 医療機関の充実（小児科、耳鼻科、救急対応）
- ・ 経済的負担の軽減
- ・ 受け入れ体制の拡充
- ・ 保育士の給与や待遇を改善し保育士を確保してほしい
- ・ 発達段階に応じた育児や教育・保育サービスの情報提供
- ・ 公園を増やしてほしい
- ・ 学童保育について（受け入れ枠の拡充、利用料の軽減 など）

このような声が多く見られた。

中でもこども医療費助成対象年齢の引き上げについては数多くの声があり、そのほとんどが他市町村を例にあげながら、対象年齢を引き上げてほしいとの声であった。また、小児科・耳鼻科がほしい、夜間や祝祭日の救急診療を行える医療機関の充実を望む声も多く寄せられていた。

経済的負担の軽減については、給食費の無料化、家賃の補助を望む声があり、特に多子世帯や母子家庭からの要望が目立った。

待機児童関係では、希望する認可保育園に入れず、認可外保育園を利用しているという声が多い。また、求職活動中の保育ニーズ、育児休業後に職場復帰する際の保育ニーズもみられた。このようなことを踏まえ、第2期計画策定においては、教育・保育の量の見込みを適切に把握し、供給量を検討する必要がある。

また、保育士の確保に関して、労働環境や待遇面の改善などにより保育士不足を解消し、子どもを受け入れる体制を整えてほしいという声も多数見られた。

放課後の過ごし方としては、学童の充実を求める声が多く、新規整備等による受け入れの拡充や、利用料金の軽減などが見られた。

遊び場や居場所に関しては、公園の整備が求められており、幅広い年代が楽しめる公園づくりなどの要望があった。

中学校区別でみると、読谷中学校区では、一時預かりの拡充を求める声のほか、地域子育て支援センターの土日祝日の開館やセンターを増やしてほしいといった声もあった。また、職場における妊娠中や育児をサポートする労働環境の改善（休みを取りやすい、時短勤務など）についての声があり、子育てと仕事を両立できる職場環境も求められている。

古堅中学校区では、“保育短時間”のあり方について声が見られ、就労時間の捉え方（カウントの仕方）や、育児休業中の保育短時間について、それぞれの家庭の事情を考慮してほしいといった声があった。

(6) 自由回答のまとめ（小学生保護者調査結果より）

自由回答への記入は283件あった。回収数は1,151件であり、自由回答への記入率は24.5%となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめてみた。

傾向としては、

- ・医療費助成対象を拡充してほしい
- ・学童を増やしてほしい
- ・児童館をつかってほしい
- ・公園をつかってほしい（年代別で遊べる広い公園）
- ・夜間、休日対応の医療機関（小児科、耳鼻科）がほしい

このような声が多く見られた。

中でもこども医療費の助成対象年齢引き上げについては数多くの声があり、そのほとんどが他市町村を例にあげながら、対象年齢を引き上げてほしいとの声であった。

放課後の子ども達の居場所については、学童保育と児童館の増加を求める声が多く、学童保育では校内または学校の近くへの設置が求められている。さらに学童保育は公立を望む声もあった。児童館では、子どもが学校から歩いて行ける距離にあってほしい、各小学校区に建ててほしいといった要望があった。

他には、公園の整備・充実を求める意見も多く、『学校の近く』『自然豊かな広い公園』『低学年が安心して楽しめる』『高学年が楽しめるサッカーやバスケットリングがある』『駐車場が広い』『家族の憩いの場』など、そのニーズは多岐にわたっていた。様々な年齢の子どもに対応した公園や多世代が安心してひと時を過ごせる公園などが求められている。

中学校区別に見ると、読谷中学校区では、通学路の安全確保に関する声が多くあり、通学路の信号やガードレール、街灯の設置等の道路環境の整備だけではなく、登下校中の見守りやパトロールの実施、またはスクールバスや鳳バスの活用（学生は無料）といった声もあった。また、放課後に過ごす場所が少ないといった声も多く、児童館や学童保育のほか、地域で安全に過ごす場所として既存の公民館や図書館の幅広い活用の提案もあった。さらに、雨天・土日も利用できる施設を望む声など、子どもの居場所に関しては多様な意見が寄せられていた。

古堅中学校区では、給食費の無料化などの経済的な支援を望む声が目立った。また、放課後過ごす場所として、学童保育を求める声が多いほか、公民館や学校の活用に関する要望もあった。さらに、長期休み中の子どもの居場所について、安全に子どもたちが過ごせる（預けられる）場所がないといった課題をあげる方も多く、身近な地域での多様な居場所の確保が必要となっている。

他には、気軽な相談や親身になってサポートしてくれる場所がほしいといった声もあった。

第3章 第1期計画の実施状況

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 教育・保育の一体的提供、体制の確保

(1) 認定こども園への移行、普及に係る考え方【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 幼保(幼稚園と保育所)連携の必要性について話し合う場が設定されていない状況である。
- ・ 保育所、幼稚園の整備及び運営に関する検討委員会の中で保育所での5歳児保育及び幼稚園での4歳児の複数年保育を実施してきた。
- 現状から関係課連携による話し合いの場を設ける必要がある。
- 認定こども園について、制度や内容について学ぶ必要がある。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 講習会については、園長、副園長会にて公立保育所長も一緒に年1回行っている。また、幼、小、中と村内の保育所、保育園の職員を対象に年1回行っている。
- ・ 村主催で村内の幼稚園、保育園、認可外保育施設の研修会を年1回実施している。
- ・ カリキュラムの作成については未実施である。
- 専門職員(嘱託職員)の配置について、退職した幼稚園教諭や保育士を配置するなどの専門職活用を検討する必要がある。

(3) 読谷村子ども・子育て支援事業計画の役割、提供の必要性に係る考え方【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 村の子育て支援施策を推進するため、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を行っている。年2回子ども子育て会議において取り組みのチェックや計画の見直し及び修正を行った。
- ・ 保育所においては、保育ニーズに対応するための受け皿づくり、子どもが安心できる保育環境の充実にむけて整備を行った。
- ・ 午前の教育保育から午後の一時的預かりへの移行がスムーズに行えるようカリキュラムの作成、人員配置、作業内容を職員へ提示して共通理解を図っている。
- 現状の評価、課題について検討する場が必要である。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 小学校に隣接する施設の公立幼稚園として、小学校との連携や園内研修を通して地域の5歳児保育を担う教育・保育施設としての役割を担っている。
- ・ 古堅幼稚園については、4歳児の複数年保育を実施し、4歳からの連続した教育・保育の実施で得られる教育的効果が期待できる。
- ・ 村立保育所と地域型保育事業者連携園の提携をしている。
- 0歳から5歳の連続した教育・保育の実施のためには、情報共有の場を設けたり、教育・保育内容についての研修を通して、施設によって差が生じないように連携する必要がある。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 幼保との連携では、発達に関して気になる子や特別支援の必要についての情報共有の場を2月末から3月にかけて設けている。
- ・ 保育所、保育園との交流会や情報の共有は必要に応じて実施している。
- ・ 幼・小の連携は、内容、回数は各学校間で異なるが、交流会(1年生、5年生)の実施に向けて指導案作成と一緒に関わったり、園内研修を小学校と実施したりとその都度行われている。
- ・ 5歳児保育の実施に伴い、認可保育園と小学校との連携を進めている。
- 5歳児保育を実施している保育園と小学校との連携、情報共有が課題。
- 認可外保育園から幼稚園へ入園してくる子の園との連携、情報共有が課題。

点検2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

(1) 母性の健康の保持増進

ア) 妊娠期【担当課：健康推進課】

①母子健康手帳交付（親子健康手帳交付）

- ・妊娠届から支援がはじまることに留意し、地区担当保健師／看護師は親子(母子)健康手帳交付時からの関わりをもっている。
- 若年妊婦は減少の傾向にあったが、平成30年度から増加が見られる。高年妊婦、多胎は横ばいで、身体的リスクの高い妊婦は常に存在している。

②うぶ声教室／マタニティ教室（両親教室）

- ・うぶ声教室では、徐々にパートナーの同伴参加が増え、育児に前向きな男性が増えつつある。
- 教室の参加人数が伸び悩んでいる。事業内容、実施方法等についての見直しが必要である。

③妊婦健康診査

- 妊婦健康診査の異常所見率が50%程度ある。ハイリスク妊婦の把握や異常所見についても早期把握が困難で、妊娠中の支援がタイムリーに実施できないことも多い。

④妊婦栄養相談

- ・妊婦栄養相談については、親子(母子)健康手帳交付時の即日実施を平成30年度から始めた。今後の効果を確認していく。

イ) 産褥期【担当課：健康推進課】

①妊産婦・乳幼児訪問指導

- ・訪問などで、ハイリスク対象者(児)への支援が実施できている。
- ・助産師や母子保健推進員など、様々な職種やボランティアが産婦やその児に関わることができている。また必要時、保健師等に引継ぎ、継続的な支援を行っている。
- 各種訪問実績をみると、特に妊婦訪問の実施状況が低いことが懸念される(母子・親子健康手帳交付数に比較)。出産後の生活や健康管理に対する支援の必要性等について確認が必要である。

②新生児・産婦訪問指導

- 助産師による産婦や新生児訪問指導を実施し、産婦の体調確認や母乳育児指導を行っている。必要時には保健師等に引継ぎ、継続的に支援を行っている。

③すこやか赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

- ・母子保健推進員など、様々な職種やボランティアが産婦やその児に関わることができている。また必要時には保健師等に引継ぎ、継続的に支援を行っている。
- 乳児家庭全戸訪問事業については平成30年度の訪問実績割合が改善したものの、まだ全数実施には至っていない。引き続き強化していく必要がある。

(2) 乳児・幼児の健康の保持増進

ア) 幼児健康診査の充実・強化【担当課：健康推進課】

①乳幼児健康診査

- ・平成29年度より1歳6ヶ月健康診査、平成30年度より3歳児健康診査の場において心理士による育児相談を開始。発達に関する不安や育てづらさ等を抱える保護者に対して、その場で相談を実施できる体制を整えた。
- ・平成30年度より乳児一般健康診査を半日体制から一日体制へ変更し、より丁寧な保健指導・栄養指導を行えるよう実施体制を見直した。
- 乳幼児健康診査の目標受診率90%以上については、2歳児健康ひろばを除いてほぼ達成しているが、乳幼児健康診査は疾病の早期発見、子育て支援、虐待リスクアセスメントの場となっていることから、更なる受診率の向上に努める必要がある。

②健康相談・心理相談

- ・各種乳幼児健康診査要精密検査者への医療機関受診確認や身体発育、精神発達面等での健康診査事後フォローとして来所または電話相談を定例で実施。その他、随時来所、電話相談への対応。
- ・言葉の遅れ、精神発達面に課題がある児、子育てのしづらさを訴える保護者に対して予約制による心理士との個別相談を実施し、保護者の困り感を解消するためのお子さんとの関わり方のポイントや、子どもの健やかな成長を促すための関わり方等の対応法についてアドバイスの場となっている。

③発達支援に関する保健・福祉・教育・医療・労働の連携

- ・発達支援連携会議(事務局：こども未来課、関係課＝こども未来課、健康推進課、福祉課、学校指導課、商工観光課)を開催予定であったが未開催となっている。
- ・平成30年度は発達支援に関わる保健、福祉、教育、子育て支援担当者を対象に家族支援としての『ペアレントプログラム』についての研修会を実施。

イ) 歯科保健対策の推進【担当課：健康推進課】

- ・各種健康診査の場で、歯科健康診査、歯磨き指導、フッ素塗布を実施。う蝕のある児に関しては、栄養指導を併せて実施する。「1歳6ヶ月児健康診査」、「2歳児健康ひろば(2歳児歯科健康診査)」、「3歳児健康診査」、「きらきら歯っぴー健診(4歳児歯科健康診査)」を行っている。
- う蝕有病者率は減少傾向であるが、全国と比べると高い。
- 4歳児歯科健康診査はスタッフの確保が難しいため年1回のみの実施で、受診率が低い(平成29年度36.5%)。平成30年度より休止。

ウ) 予防接種率の向上【担当課：健康推進課】

①定期予防接種及び行政措置予防接種

- ・予防接種法に基づく定期予防接種及び行政措置予防接種を実施することにより伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防。
- ・平成30年4月～6月に沖縄県内で麻しんの流行があったが、行政措置として1歳未満児及び未接種児への予防接種を実施したことや、定期予防接種の実施及び早期接種勧奨により、読谷村においては感染が拡大せず、村民の健康を保持することができた。
- 定期予防接種となるワクチンが増え、接種スケジュールが複雑化しているため、分かりやすい周知・説明が必要である。
- 接種拒否者が増加傾向にあるため、予防接種の意義を広く伝える必要がある。
- MR(麻しん・風しん)ワクチンの接種率目標95%に達していないため、接種勧奨を強化する必要がある。

②予防接種による健康被害の救済

- ・予防接種によって健康被害が起こった場合、健康被害の迅速な救済を図る。平成27年度～平成30年度の健康被害は0件である。
- 接種間違いが発生しないよう、医療機関と密な連携が必要である。

エ) こども医療費助成制度【担当課：こども未来課】

- ・健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成する。
- 対象年齢の拡大を望む声が多い(アンケート調査より)

オ) 母乳育児の推進【担当課：健康推進課】

・「うぶ声教室(マタニティ教室)」や「すこやか赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問事業)」、「乳児健康診査」の際に、母乳栄養の利点を伝えるとともに乳児への栄養方法について確認し、必要な助言を行う。

●母乳育児の割合が減少傾向にある。

(3) 食育の推進【担当課：健康推進課】

①妊婦栄養相談（妊婦）

・2500g未満出生率が改善傾向にある。親子(母子)健康手帳交付時即日の栄養相談でより多くの方に栄養のことについて学ぶ機会が作れる。

●低出生体重児の減少

●親子(母子)健康手帳交付後は妊婦と連絡が取りづらい。

②うぶごえ教室／マタニティ教室（両親学級）

・参加者は県外出身者の方が多く、母親たちの交流の場となっている。父親の参加率が増え育児への協力が見られる。

●参加者が少ない。

③乳幼児健康診査こども栄養相談（4～5か月、10～11か月、1歳6か月、2歳、3歳）

・乳児健康診査(後期)、1歳6か月児健康診査において貧血率が減少、改善傾向にある。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査においてう蝕有病率が減少し改善傾向。

●貧血児の減少。う蝕有病者の減少。

④離乳食教室（7か月児）

・平成29年度より調理実習から座学・試食の教室に変更。平成30年度より講義後の身体計測や個別相談の時間を設けたことで、成長を確認しながら気軽に個別相談ができる場となっている。

●月齢に合わせた離乳食の進行。

(4) 母子保健推進員活動の充実【担当課：健康推進課】

- ・母子保健推進員活動では、①定例会の実施、②研修の実施、③乳幼児健康診査への協力、④健やか赤ちゃん訪問及び健康診査未受診児訪問、⑤各種教室等への協力が取り組み内容となっている。
- 定員は25人だが、人員を確保できていない地区がある。
- 母子保健推進員の知名度が低い。

(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実【担当課：健康推進課】

- ・道徳教育や喫煙防止教育、思春期教育では、各小中学校の担任や養護教諭や保健体育教諭との連携により、保健師による健康教育を開催した。
- ・栄養教育として、親子で参加する「親子クッキング」を開催したことで、家庭で継続して、栄養教育を実践する機会を提供できた。
- 毎年、村内学校との連携により、健康教育が実施できているが、さらに、健康教育が未実施の小学校と協議していきたい。

点検3. 安心・安全で豊かな生活環境の整備

(1) 豊かな生活環境の整備

ア) 公園・緑地等の整備・充実【担当課：都市計画課】

- ・公園内の草刈・清掃を実施し、高木等は適宜樹木剪定を行った。また、公園遊具の安全点検を毎月1回行い、危険度を鑑み適宜修繕を行った。老朽化した公園遊具の撤去及び新規入れ替え、複合遊具の増設を実施した。
- 毎月の点検報告に基づいて、必要箇所の修繕を行っているが、経年劣化による修繕が増加してきており、危険度の高い修繕から行っているため軽微な修繕は後回しになっている。

イ) 保育所の園庭開放【担当課：こども未来課】

- ・曜日や時間を決め保育所の園庭を開放し、保育所の子どもたちと一緒に過ごすことで、子どもの成長を確認し合い、子育て親子の交流の場の提供を行い地域の子育て中の保護者等に対する子育て支援を行っている。
- 広報、周知が足りなく利用者が減少。周知の方法の検討が必要。

ウ) 公共施設等のユニバーサルデザインの推進【担当課：都市計画課】

- ・村内公共施設等は「読谷村景観条例」及び「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、新築等の際は各種基準に適合させ整備されている。
- 既存の不適合な公共施設の把握・改修等の対応が考えられる。

エ) 村営住宅の充実【担当課：施設整備課】

- ・村営住宅の整備を推進している。
- 村営住宅の老朽化が課題である。

(2) 交通安全対策・防犯体制の充実

ア) 交通安全対策の充実【担当課：生活環境課】

- ・ 嘉手納警察署及び嘉手納地区交通安全協会、自治会、ボランティアの協力のもと春・夏・秋・冬における交通安全運動(広報活動・交通安全指導依頼)の実施を行っている。
- ・ 通学の安全確保を行うための工事(区画線・カラー舗装)
- ・ 嘉手納地区交通安全協会、読谷村交通安全推進協議会、読谷村交通安全母の会などの各団体の支援及び共同での活動
- 区画線およびカラー舗装について、各小学校からの要望箇所は一通り整備を行った。再度、要望調査を行う。

イ) 防犯体制の充実【担当課：生活環境課】

- ・ 既存防犯灯の修繕及び新規防犯灯の設置を行っている。例年は新規防犯灯を10基程度設置。
- ・ 自治会管理防犯灯の電気料金に対しての補助金の交付を実施し、夕暮れ時や夜間の犯罪防止に寄与している。
- ・ 嘉手納警察署および嘉手納地区防犯協会、自治会と協力し、「ちゅらさん運動」の実施。
- 村内全域において、ちゅらさん運動を通して「子ども・女性」を見守る活動の普及が課題。

点検 4. 職業生活と家庭生活との両立

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は地域型保育事業の円滑な利用の確保【担当課：こども未来課】

- ・ファミリーサポートセンター事業を実施。
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎、放課後の預かりなどで利用されている。
- 事業の周知が課題である。
- ファミリーサポート事業の理解と利用者が利用しやすい活動の検討が必要。
- サポート会員の体制充実 登録者の増加を図りたい。

(2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）【担当課：総務課】

- ・読谷村役場では、読谷村職員心の健康づくり計画(平成28年4月作成)で重点課題として掲げているワークライフバランスの向上のため、ノー残業デー(毎月第1・第3水曜日)に取り組んでいる。
- 業務の都合等でやむを得ず残業する職員、恒常的に残業が続いている職員がいる。

(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備【担当課：総務課】

- ・読谷村職員について、休暇制度・休業制度を通して仕事と子育ての両立のための基盤整備を行っている。
- 男性の育児休暇取得が課題となっている。

点検5. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

ア) 発生予防、早期発見、早期対応、連携と相談体制の強化等【担当課：こども未来課】

- ・児童家庭相談員の支援による虐待発生予防を行っている。
- ・虐待通報・児童相談の情報に対しては、家庭児童相談員による迅速な対応とケースワークにより児童の安全安心の相談システムの整備に取り組んでいる。
- ・母子保健分野と支援を必要とする対象者(若年妊婦・望まぬ妊娠・経済困窮・要支援世帯等)について情報共有し、連携した支援に取り組んでいる。
- ・虐待通告への迅速な対応を行うよう努めている。相談経路の多くが学校、関係機関、家族となっている。関係機関との協力体制と連携が重要である。
- ・要保護児童対策地域協議会のそれぞれの会議運営のあり方を検討し、個別支援会議・代表者会議・実務者会議を開催。
- 児童虐待相談や要保護児童相談は年々増加しており、その対応や体制が課題である。児童相談所はより専門的で緊急的な対応が求められ、市町村には初期対応や在宅復帰の長期的な支援が求められている。

イ) 社会的養護施策との連携

【担当課：こども未来課】

- ・社会的養護の施策として、児童虐待防止の啓発(通告義務・相談先)、関係機関(児童相談所、保育所、幼稚園、学校等)と連携した支援を行っている。
- ・家庭児童相談員を2名配置している。
- ・啓発については、児童虐待防止講演会や児童へのワークショップを開催している。
- ・相談経路については、学校や関係機関からの相談が増えている。
- 育児不安が強い保護者や育児能力に乏しい保護者については、孤立させないような支援・継続的な支援が必要。
- 児童虐待ハイリスク者については、関係機関と協力・連携した対応を継続していく。
- 核家族化や地域社会との関係が希薄になってきていること、ステップファミリーや家族関係が複雑なケース、疾病や障害など基礎疾患を持ち合わせながら周囲からサポートが受けられないケースなど、把握したケースをどのように地域で見守り支援していくか課題である。
- 躰として体罰や不適切なかかわりをする保護者へのペアレントトレーニングの機会などの検討。

【担当課：健康推進課】

- ・児童虐待の予防、早期発見の周知に向けて、乳幼児健康診査の際に、健康診査受診票を基に、保護者の児の発育発達に対する不安や育児の困っていること等について、相談対応している。
- ・相談に対して、より専門的に対応できるように、平成30年度より1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査会場で、心理士による「育児相談」を開始した。保護者の不安や困りごとに、より早期の相談に対応できるようになった。
- ・年齢が上がるにつれ、子育て支援サービスを知っている保護者の割合は増加している。
- 乳幼児健康診査未受診の場合、保護者の不安等が把握できないため、未受診対策を強化していく。また、関係機関との情報共有を行う。
- 保護者が相談しやすいように相談先の情報提供や子育て支援サービスの情報提供、周知に継続して取り組んでいく必要がある。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ア) 子育て・生活支援

①日常生活支援事業【担当課：こども未来課】

- ・ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合にヘルパー(家庭生活支援員)を派遣する事業の斡旋。

②ひとり親家庭の保育所入所への配慮【担当課：こども未来課】

- ・ひとり親家庭認可外保育施設利用のための補助を行っている。
- ・ひとり親の育児負担の軽減につながっている。

③読谷村母子寡婦福祉会の充実【担当課：こども未来課】

- ・母子家庭等への支援活動を推進するため、運営補助金を支給する。

④「夏休み学童クラブ事業」の実施【担当課：社会福祉協議会】

- ・村内に学童保育施設が少なかったため、母子・父子家庭の小学低学年の児童・幼稚園児を対象に事業を開始した。
- ・事業開始当初に比べ村内の学童保育施設が充実してきたため事業を見直し終了。
- 夏休み期間中だけでなく、年間を通じてのこどもの居場所づくりの検討。

イ) 就業支援

①自立支援教育訓練給付金【担当課：こども未来課】

- ・母子家庭等の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険法で定める指定教育講座を受講し修了した場合、経費の60% (12,000円以上で200,000円を上限)を支給する。

②高等技能訓練促進費【担当課：こども未来課】

- ・母子家庭等の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中について、高等職業訓練促進給付金として月額100,000円(課税世帯の場合月額70,500円)を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援する。

ウ) 経済的支援

①児童扶養手当の支給【担当課：こども未来課】

- ・父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。
- ・毎年8月に行う現況届受付会場にてハローワークと協力し、個別の就労相談を行い就業促進を図った。
- 制度の広報・周知の継続が課題である。

②母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業【担当課：こども未来課】

- ・母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し母子家庭等の福祉の増進を図った。
- ・平成30年4月より自動償還払いを導入し、医療機関等受診時に健康保険証と医療費助成受給者証を提示することにより、こども未来課への医療費助成支給申請の手続きを行わなくても自動的に受給者へ医療費を助成することが可能となった。
- 制度の周知広報の継続が必要。

③母子寡婦福祉資金貸付金【担当課：こども未来課】

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行っている。

(3)障がいをもつ子どもがいる世帯への支援の充実

ア) 育ちの支援

①親と子の遊びの教室（のびのびクラブ）【担当課：健康推進課】

- ・ 発育・発達継続的支援が必要な幼児の心身の健全な発育発達を促す。
- ・ 保護者の育児不安の緩和・解消を図る。保護者が子どもへの対応を学ぶ。
- 参加者の減少があり、平成29年度より事業休止。

②障がい児保育事業【担当課：こども未来課】

- ・ 障がい児が、保育所の集団保育を経験する中で心身の発達を促し、年4回の心理士との巡回相談の中で保護者と連携を取りながら、それぞれの目標や課題を見つけるとともに、個別計画を作成し日々の生活の中でより丁寧に関わり成長発達へと繋げている。
- ・ 集団保育を行い障がい児と一緒に関わる中で、健常児側も思いやりや優しい心が育まれ、支え合い育ちあう環境が作られ、自然体で過ごせる社会「インクルーシブ」の基本形成を培うことが出来る。
- 保育士不足の中で、受け入れ人数に限られてしまう為、保育士の確保が必要。
- 保育士のスキルアップを図る為の研修参加を時間内で持てるよう人員の確保が必要。

③特別支援教育の充実【担当課：学校教育課】

- ・ 特別支援教育に携わる教職員を対象に研修を実施している。
- ・ 特別な支援を要する子への巡回相談を通して具体的な指導方法や手立てについて指導を受ける。
- ・ 各幼・小・中の特別支援員、特別支援コーディネーターの育成と希望する保護者を対象にソーシャルスキルトレーニング(11回)、ペアレントトレーニング(11回)を行った。
- ・ 心理検査を行うことで子に合った教育的ニーズを把握することができ、具体的な手立ても参考にすることができる。
- ・ 「個別の支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、保護者に確認してもらうことで家庭での学習環境や生活環境の改善、保護者へ学校の支援方針理解との連携につながるよう努めている。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングを受講した保護者にペアレントトレーニングを行ったことで親子関係の改善に繋がり、発達障がいへの理解が深まった。
- 心理検査等の結果の内容を心理士から説明を受ける場がない。
- 支援対象人数が増加している。
- ソーシャルスキルトレーニング、ペアレントトレーニングともに参加者の減少により平成30年度より実施を見送っている。

イ) 生活、経済的支援

①用具等給付事業【担当課：福祉課】

- ・生活、経済的支援としては、以下の取り組みを行っている。
補装具給付、日常生活用具給付、小児慢性特定疾患児等日常生活用具給付、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成。
- 小児慢性特定疾患児及び軽度・中等度難聴児補聴器給付事業は、対象者が少ないという事もあり実績が少ないが、継続した事業実施が必要である。

②経済的支援【担当課：福祉課】

- ・精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の者に福祉の向上を図ることを目的として障がい児福祉手当を支給している。また、特別児童扶養手当も実施（特別児童扶養手当はこども未来課）
- 制度の周知を継続していく必要がある。

(4) 青少年の健全育成

①青少年センターの機能充実【担当課：学校指導課】

- ・本センターでは、教育相談活動を主な事業とし、不登校児童生徒の学校復帰の支援を行っている。また、青少年健全育成協議会と連携し地域の青少年の健全育成を担ってきた。
- 教育相談業務の充実・センター通所生徒の送迎支援・学習支援室の充実。
- 環境浄化活動においては、現センターの人員体制では行う事ができていない。

②フレンドリー事業【担当課：社会福祉協議会】

- ・主に不登校児童の居場所として実施していたが、本事業は既に終了している。

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念と基本指針

読谷村の村づくりの基本計画である「読谷村ゆたさむらビジョン」では、読谷村のあるべき姿として、

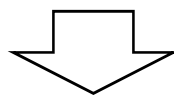
ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化と 思い合ち

(ユタサアルフンシ マサルチムグクル サチフクルハナドウ ウムイアワチ)

を掲げています。

この“読谷村のあるべき姿”を踏まえ、この計画の新しい子育ての基本理念と基本指針の骨子としてとらえ、この計画の基本理念を次のように定め、4つの基本指針を掲げます。

理念：安心して子どもを産み、健やかに成長できるむらづくり



■ 基本指針 ■

- ①子どもの健やかな育ちを守ります。(身体・こころ・文化)
- ②ゆいまーるの心を軸に子育てを通じた親としての成長を支えます。
- ③子育てと仕事が両立できる環境をつくります。
- ④教育・保育や子育て支援の質の向上に取り組みます。

■ 施策の体系図 ■

基本理念

安心して子どもを産み、健やかに成長できるむらづくり

基本目標

基本施策

1. 教育・保育の提供体制や
子育て支援の充実

- (1) 認定こども園への移行、普及に係る考え方
- (2) 教育・保育の質の確保
- (3) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (4) 地域子ども・子育て支援事業の推進
- (5) 子どもの居場所づくり
- (6) 相談・情報提供の充実
- (7) 人材の確保の推進

2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) こども医療費助成制度
- (3) 食育の推進
- (4) 母子保健推進員活動の充実
- (5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

3. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がいのある子どもがいる世帯への支援の充実
- (4) 子どもの貧困対策の充実

2. 施策の方向

(1) 教育・保育の提供体制や子育て支援の充実

子ども・子育て支援においては、子ども達が心身ともに健やかな成長を遂げられる様な環境を整えることが重要です。そのためには教育・保育環境の整備と内容の充実が大切です。特に生涯の生きる力の基盤が形成されるという乳幼児期の重要性に鑑み質の高い教育・保育の充実が求められます。子どもの成長に関わるすべての大人が連携しあって、子ども達が安全安心で生活しそれぞれの時期にふさわしい生活や豊かな体験ができるよう環境を整え、教育・保育の充実を図り「読谷の子、地域の子」として育まれることが重要です。また、成長の長期的な見通しのもとに、今日的な課題である青少年期の心の問題対策も対処していかねばなりません。さらに、子育て中の保護者への支援なども講じていかねばなりません。

また、行政と地域が連携しながら地域における子育て支援体制を構築することが重要です。

その中で行政に対しては、働きながら子育てできる環境づくりに向けて、教育・保育支援事業を中心とした子育て支援サービスの充実を図ることが求められます。

また、地域に対しては、子育て世帯が楽しく子育てできるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりが求められます。

(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進において重要なことは、病気にならないための健康づくりであり、基本的な生活習慣の確立、予防接種や食育の充実等が重要となります。また、次に重要なことは病気の早期発見であり、健康診査等の事業が重要となります。最後に、病気になった場合に備えて医療環境の整備が必要となります。その他、最近では育児不安等の悩みを抱える保護者も多く、心の健康を守ることも重要です。

(3) 支援を必要とする児童等を持つ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

障がいをもつ子どもがいる世帯では、一人ひとりの子どもの状況に合わせた多様な子育て支援と周囲の支えを必要としています。また、ひとり親世帯は、子育てを担う保護者が一人であり、家庭内での助け合いや役割分担がしにくいにもかかわらず、就労し家計を支える必要もあるため、保護者に多大な負担がかかっています。こうした世帯に対しては、1つ1つの世帯にあわせた、きめ細かな対応が必要です。

その他、児童等に対する虐待や家庭内暴力(DV)への対応も必要です。一人の犠牲者も出さないという高い意識を持って対策に努める必要があります。

こうした課題は、人口規模が比較的小さく、地域コミュニティがしっかり構築できる読谷村の特性が有利に働く分野といえます。地域の持つ力を有効に活用するために、地域ネットワークを構築し、行政と地域が一体となったきめ細かな体制づくりをめざします。

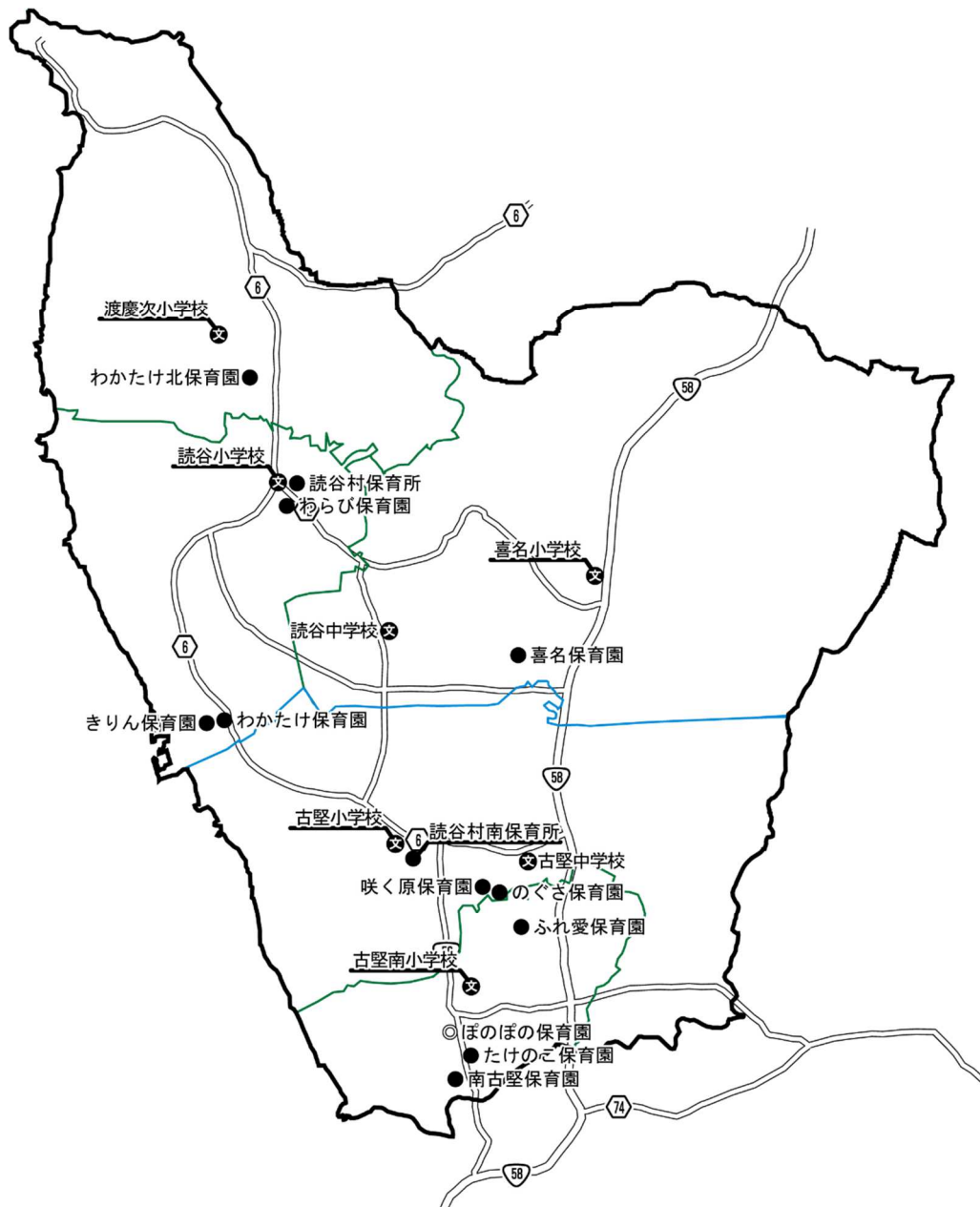
3. 教育・保育の提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは…

- 教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、村内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を本計画では示しています。
- 村全体の整備量だけではなく区域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するように図ります。

(2) 村の教育・保育提供区域

- 村では、村の面積や地勢、道路・交通の面などを踏まえ、中学校区を単位として読谷中学校区域と古堅中学校区域の2区域に設定します。



第5章 量の見込みと確保の内容

第5章 量の見込みと確保の内容

1. 教育・保育の量の見込みと確保策

(1) 村全体

◇◇◇量の見込みと、確保方策について ◇◇◇

- 本村の教育・保育事業に関する量の見込みは、国の示すニーズ調査より潜在的ニーズの把握を行い、これに基づきながら第1期の申し込み実績を踏まえ、年度ごとに徐々に量の見込みが増えていくように設定しました。
- 中学校区を単位とする区域ごとの量の見込みを算出し、これに対応する整備を基本として確保量を見込みながら、村全体で待機児童が解消されるよう整備を図ります。
- 公立幼稚園については、子育て家庭の「幼児教育とともに保育機能が求められている」ことや3～5歳児の教育・保育の提供体制の整備を念頭に、認定こども園への移行を視野に入れた施設再編について検討します。
- 保育ニーズについては、既存の認可保育園の分園や増改築などにより確保を図るほか、3歳児以上は公立幼稚園から認定こども園への移行による2号認定の受け入れで対応することを視野に入れています。

◇◇◇必要量の見込みと確保量（村全体）◇◇◇

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	198	189	186	183	184
②確保方策	198	189	186	183	203
公立幼稚園	166	157	154	151	55(171)
私立幼稚園	32	32	32	32	32
認定こども園(公立)	0	0	0	0	116(0)
②-①	0	0	0	0	19

◎令和6年度までに認定こども園2園の設置を目指した計画です。()は未設置の場合の確保方策となります。

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	981	972	975	975	987
2号教育	351	335	330	323	327
2号保育	630	637	645	652	660
②確保方策	1,157	1,203	1,207	1,210	1,160
公立保育所	83	83	83	83	83
私立保育園	477	477	477	477	477
公立幼稚園	349	395	399	404	210(354)
私立幼稚園	128	128	128	126	126
認定こども園(公立)	0	0	0	0	144(0)
確認を受けない幼稚園*	120	120	120	120	120
②-①	176	231	232	235	173

◎令和6年度までに認定こども園2園の設置を目指した計画です。()は未設置の場合の確保方策となります。

*確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度における施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けず、私学助成の制度を継続している幼稚園のこと

3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120	132	141	150	163
②確保方策	126	132	144	162	180
公立保育所	6	6	6	6	24
私立保育園	114	120	132	150	150
小規模保育	6	6	6	6	6
②-①	6	0	3	12	17

4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	474	497	519	558	594
②確保方策	474	498	546	560	608
公立保育所	48	48	48	48	96
私立保育園	413	437	485	499	499
小規模保育	13	13	13	13	13
②-①	0	1	27	2	14

(2) 読谷中学校区域

◇◇◇必要量の見込みと確保量（読谷中学校区域）◇◇◇

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	119	115	115	114	113
②確保方策	119	115	115	114	113
公立幼稚園	119	115	115	114	55(113)
私立幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園(公立)	0	0	0	0	58(0)
②-①	0	0	0	0	0

◎令和6年度までに認定こども園2園の設置を目指した計画です。()は未設置の場合の確保方策となります。

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	582	577	589	590	593
2号教育	206	197	198	194	194
2号保育	376	380	391	396	399
②確保方策	514	553	562	570	510
公立保育所	40	40	40	40	40
私立保育園	156	156	156	156	156
公立幼稚園	198	237	246	254	122(194)
私立幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園(公立)	0	0	0	0	72(0)
確認を受けない幼稚園※	120	120	120	120	120
②-①	-68	-24	-27	-20	-83

◎令和6年度までに認定こども園2園の設置を目指した計画です。()は未設置の場合の確保方策となります。

※確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度における施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けず、私学助成の制度を継続している幼稚園のこと

3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	71	78	83	90	98
②確保方策	42	48	54	54	63
公立保育所	3	3	3	3	12
私立保育園	39	45	51	51	51
小規模保育	0	0	0	0	0
②-①	-29	-30	-29	-36	-35

4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	287	297	309	338	361
②確保方策	168	192	216	216	240
公立保育所	24	24	24	24	48
私立保育園	144	168	192	192	192
小規模保育	0	0	0	0	0
②-①	-119	-105	-93	-122	-121

(3) 古堅中学校区域

◇◇◇必要量の見込みと確保量（古堅中学校区域）◇◇◇

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	79	74	71	69	71
②確保方策	79	74	71	69	90
公立幼稚園	47	42	39	37	0(58)
私立幼稚園	32	32	32	32	32
認定こども園(公立)	0	0	0	0	58(0)
②-①	0	0	0	0	19

◎令和6年度までに認定こども園2園の設置を目指した計画です。()は未設置の場合の確保方策となります。

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	399	395	386	385	394
2号教育	145	138	132	129	133
2号保育	254	257	254	256	261
②確保方策	643	650	645	640	650
公立保育所	43	43	43	43	43
私立保育園	321	321	321	321	321
公立幼稚園	151	158	153	150	88(160)
私立幼稚園	128	128	128	126	126
認定こども園(公立)	0	0	0	0	72(0)
確認を受けない幼稚園※	0	0	0	0	0
②-①	244	255	259	255	256

◎令和6年度までに認定こども園2園の設置を目指した計画です。()は未設置の場合の確保方策となります。

※確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度における施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けず、私学助成の制度を継続している幼稚園のこと

3) 3号認定（0歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	49	54	58	60	65
②確保方策	84	84	90	108	117
公立保育所	3	3	3	3	12
私立保育園	75	75	81	99	99
小規模保育	6	6	6	6	6
②-①	35	30	32	48	52

4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	187	200	210	220	233
②確保方策	306	306	330	344	368
公立保育所	24	24	24	24	48
私立保育園	269	269	293	307	307
小規模保育	13	13	13	13	13
②-①	119	106	120	124	135

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

延長保育事業

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み(実人数)		748	750	750	750	750
確保策	実人数	750	750	750	750	750
	施設数	13	13	13	13	13

単位：人、か所

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童健全育成事業

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
見込み(実人数)		382	374	366	356	394	
確保策	登録児童数	120	200	280	360	400	
	施設数	公的施設利用	2	3	4	5	5
		民間施設利用	1	2	3	4	5
		計	3	5	7	9	10

単位：人、か所

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(4) 子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援拠点事業

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み(延べ人数)		13,500	14,000	14,000	14,000	14,000
確保策	延べ人数	13,500	14,000	14,000	14,000	14,000
	か所数	2	2	2	2	2

単位：人、か所

(5) 一時預かり（幼稚園型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり（幼稚園における２号認定教育ニーズの定期的な利用）

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
見込み(延べ人数)		100,400	100,400	100,400	100,400	100,400
確保策	延べ人数	159,600	159,600	159,600	159,600	159,600
	施設数	6	6	6	6	6

単位：人、か所

(6) 一時預かり（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり（保育所等における一時預かり）

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
見込み(延べ人数)		3,400	3,200	3,100	3,000	2,900
確保策	一時預かり	延べ人数	1,900	1,700	1,600	1,500
		施設数	3	3	3	3
	ファミサポ	1,500	1,500	1,500	1,500	1,400

単位：人、か所

(7) 病児・病後児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

病児・病後児保育

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
見込み(延べ人数)		78	76	75	74	72
確保策	病児・病後児	延べ人数	69	67	66	65
		施設数	1	1	1	1
	ファミサポ	9	9	9	10	9

単位：人、か所

(8) ファミリーサポートセンター（就学児）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望とする者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリーサポートセンター（就学児）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み(延べ人数)	697	699	698	688	665
確保策	697	699	698	688	665

単位：人

(9) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育ての支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み		1	1	1	1	2
確保策	特定型					1
	母子保健型	1	1	1	1	1

単位：か所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み(実人数)	390	385	385	380	380
事業実施予定	390	385	385	380	380

単位：人

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み(実人数)	10	10	10	10	10
事業実施予定	実施あり	実施あり	実施あり	実施あり	実施あり

単位：人

(12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み(延べ回数)	4,751	4,741	4,731	4,721	4,711
確保策	4,751	4,741	4,731	4,721	4,711

単位：回

(13) 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業に加え、幼児教育・保育の無償化に伴い実費負担となる主食・副食費を助成する事業です。

実費徴収に伴う補足給付事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み(実人数)	13	15	15	15	15
確保策	13	15	15	15	15

単位：人

(14) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

多様な主体の参入促進事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み(事業数)	0	0	0	0	1
確保策	0	0	0	0	1

単位：事業

(15) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会調整機関の職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み(事業数)	0	0	0	0	1
確保策	0	0	0	0	1

単位：事業

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

1. 教育・保育の提供体制や子育て支援の充実

(1) 認定こども園への移行、普及に係る考え方【担当課：こども未来課、学校指導課】

子育て家庭においては、幼児教育への関心が高まっていることに加えて、近年は共働き家庭の増加による保育ニーズも高くなっています。村立幼稚園の午後の預かり保育利用率は8割を超えており、幼稚園においても保育機能の強化が必要とされています。

また、村立幼稚園は長く5歳児のみを受入れる「1年保育」を実施してきましたが、子育て家庭では複数年保育のニーズも見られ、平成31年度より1園で4歳児から受入れる「2年保育」を開始しました。

ニーズ調査においても村立幼稚園での複数年保育希望が高くなっており、幼稚園においては3～5歳児の幼児教育の充実を求める声、保育機能の充実を求める声の両面に応える必要があります。

このため、村立幼稚園については、認定こども園への移行を視野に入れた施設再編について検討します。

(2) 教育・保育の質の確保

①教育・保育の質の確保の推進【担当課：こども未来課、学校指導課】

村内の教育・保育施設等及び小学校の職員の研修会の実施など、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、乳幼児期の中に育てたい姿、育ってほしい姿を共通認識しながら実践できるように進めます。

また、村内の幼児教育・保育のガイドラインを作成し、教育・保育施設等での質の確保に努めます。また、公開保育を行い、保育士・幼稚園教諭の資質向上を図ります。

②保幼小の連携強化【担当課：こども未来課、学校指導課】

0歳から5歳の連続した教育・保育の実施及び職員の資質向上のため、保幼小の連携による情報共有や研修、交流会の機会を設けます。

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、教育・保育施設と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保・指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。

また、接続期カリキュラム(スタートカリキュラム及びウェルカムカリキュラム)の内容充実を図り、小学校への円滑な接続を進めます。

特に、5歳児保育を実施している保育園と小学校との連携、子どもの育ちを支える資料等での情報共有を強化していきます。

また、発達に関して気になる子や特別支援の必要性についての情報共有の場を設け、小学校への個々の情報・状況のつなぎを十分に行います。

(3)教育・保育施設等の円滑な利用の確保

①0歳児、1歳児の保育の拡充【担当課：こども未来課】

0歳児や1歳児の保育ニーズについては、ニーズ調査で把握された潜在的ニーズに基づきながら、0歳児や1歳児の保育の拡充を行い、預けたいときに預けられる環境の整備に努めます。

②保育所における5歳児保育の拡充【担当課：こども未来課】

保育所での5歳児保育の実施園を拡充し、0～5歳児までの一貫した受け入れにより、乳幼児期の子どもの育ちや発達の一貫性を大切にした教育・保育を進めます。

③村立幼稚園の複数年保育の推進【担当課：学校指導課】

村立幼稚園での複数年保育の導入は、空き教室の活用を図る等、ニーズに合わせて実施していきます。

④村立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の充実【担当課：学校指導課】

共働き家庭の子育て支援として村立幼稚園での一時預かり(預かり保育)を希望者全員が利用できるように体制を整えてきました。今後も、内容の充実を図り実施します。

⑤外国につながる幼児への支援・配慮【担当課：こども未来課、学校指導課】

教育・保育施設において、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる子どもについて、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等へ必要な支援に努めます。また、教育・保育施設に対して、多言語等の対応や配慮について促します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の推進【担当課：こども未来課、健康推進課】

地域に暮らす全ての子どもや子育て世帯の支援のため、子ども・子育て支援新制度の「地域子ども・子育て支援事業」における各種事業について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。（各事業の目標については第5章量の見込みと確保の内容(事業計画)を参照）

◎村が実施する地域子ども・子育て支援事業

- ・ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・ 子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型／預かり保育）
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型以外／保育園等での一時預かり）
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 利用者支援事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

(5) 子どもの居場所づくり

ア) 新・放課後子ども総合プランの推進

①放課後児童クラブの整備及び充実【担当課：こども未来課】

共働き家庭の児童の放課後対策である放課後児童クラブの新規整備について、ニーズを踏まえながら行います。整備については、公的施設の活用(小学校内への設置による公設民営)を積極的に進めます。（放課後児童クラブの整備目標については事業計画を参照）

また、放課後児童支援員の確保や資質向上を図るため、放課後児童クラブへの情報提供や研修への参加を促進していきます。

民設民営の放課後児童クラブが整備された際は、受け入れ時間延長支援も必要に応じて実施します。

②放課後子供教室の充実【担当課：生涯学習課】

小学生が放課後等を安全で安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、自治会公民館での放課後子供教室の充実を図ります。令和2年度(2020年度)は9か所の実施を計画しており、実施場所の拡充に努めます。

③放課後児童クラブと放課後子供教室の連携【担当課：こども未来課、生涯学習課】

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による放課後児童の居場所づくりや健全育成の実施に努めます。

放課後の居場所づくりについて、生涯学習課とこども未来課が情報共有するとともに、運営委員会等を設置し共通プログラムの検討や連携について検討していきます。

イ) 児童館等における居場所の確保、充実【担当課：こども未来課】

村内の児童館において、子どもたちが楽しく、安全に過ごせるよう児童館のイベントのさらなる充実を図るほか、安全管理や設備の充実に努めます。また、児童厚生員の資質向上のために研修等の充実を行います。

地域の公民館を活用した子どもの居場所及び活動の場の確保を図ります。

(6) 相談・情報提供の充実【担当課：こども未来課、健康推進課、学校指導課】

子育て家庭や児童が抱える様々な相談に対応できるように、村役場の窓口や地域子育て支援センター、保育所、家庭児童相談員、青少年センターなどによる相談体制の充実に努めます。また、関係機関による情報共有を行い、的確な支援及び連携を図ります。

その他、保護者が相談しやすいよう子育て世代包括支援センターを設置し、相談先の情報提供や子育て支援サービスの情報提供、周知広報を充実します。

(7) 人材の確保の推進

①保育士の確保【担当課：こども未来課】

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と合わせて、保育士の確保が不可欠です。県の事業を活用して確保に努めるほか、村内の教育・保育施設と連携し、合同就職説明会、保育園等の見学会を開催し、保育士確保を進めます。

保育士のほか、保育従事者確保のための研修開催について検討していきます。また、給付金等の創設について検討します。

②幼稚園教諭の確保【担当課：学校指導課】

村立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保に努めます。

村立幼稚園の教育・保育の実践を発信すると共に、公開保育の実施や教育実習の受け入れを積極的に行い、幼稚園教諭の魅力を伝え、働きやすい職場環境の充実に努めていきます。

③幼児教育アドバイザーの配置【担当課：学校指導課】

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有した、アドバイザーを配置し、村内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行い教育・保育の資質向上を図ります。

④放課後の居場所における人材確保

④-1 放課後児童支援員の確保【担当課：こども未来課】

県及び関係機関と連携し、指導員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、放課後児童支援員の確保を支援します。

④-2 地域人材の確保【担当課：生涯学習課】

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子ども教室に関わる地域人材の確保に努めます。

⑤ファミリーサポートセンターのサポーターの確保【担当課：こども未来課】

ファミリーサポートセンターの支援者である「サポート会員」の増加を図るため、引き続き、サポーター養成講座の実施のほか、ファミリーサポートセンターの内容や研修内容などの周知を図ります。

2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、親子(母子)健康手帳の交付時から妊婦健康診査や産前・産後の支援、乳幼児健康診査、相談、訪問指導、マタニティ教室、予防接種等の母子保健における取り組みの充実を行います。

① 子育て世代包括支援センターの整備【担当課：健康推進課】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する包括的な拠点である「子育て世代包括支援センター」を整備し、産前・産後を通じて妊産婦への必要な支援やその後の母子への支援が途切れることなくつなぐ連携体制を構築します。

② 親子(母子)健康手帳交付時の支援【担当課：健康推進課】

母子への支援が妊娠届からはじまることに留意し、親子(母子)健康手帳交付時のアセスメントを強化し、個々の妊婦に必要な支援が行えるように進めます。

親子(母子)健康手帳交付時の妊婦への保健指導・栄養相談を実施していきます。

③ マタニティ教室【担当課：健康推進課】

マタニティ教室を実施し、より妊婦にとって役立つ情報の提供やよりよい妊娠経過をたどることができるような支援、妊婦同士の仲間づくりなどを図ります。

④ 妊婦健康診査【担当課：健康推進課】

妊娠期の母子の健康確保を図り、安全で安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を推進します。

また、妊婦健康診査の結果等に応じて必要な保健指導を実施し、妊娠期における母体の健康管理に努めます。

⑤ 妊産婦・乳幼児訪問指導【担当課：健康推進課】

保健師等による訪問を行い、ハイリスク対象者(児)への支援を実施します。子育て世代包括支援センターを設置し、妊婦支援の強化に向けて取り組みます。また、必要に応じて関係機関につなぎ、継続的な支援を行います。

⑥ 新生児・産婦訪問指導【担当課：健康推進課】

助産師による産婦や新生児訪問指導を実施します。また、必要に応じて保健師等による継続的な支援を行います。

⑦すこやか赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）【担当課：健康推進課】

乳児のいる家庭訪問を実施し、子育ての孤立防止や子育て相談及び必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては養育支援訪問事業等の適切なサービス提供に結びつけるよう努めます。

本事業における乳児の全戸訪問を目指し、事業を進めます。

⑧乳幼児健康診査【担当課：健康推進課】

乳幼児健康診査を実施し、子どもがすこやかに成長、発達しているかを確認するとともに、1歳6ヶ月健康診査、3歳児健康診査においては、心理士による育児相談も実施し、発達に関する不安や育てづらさ等を抱える保護者に対して相談支援と事後フォローを行います。

乳幼児健康診査は疾病の早期発見、子育て支援、児童虐待リスクアセスメントの場となっていることから、現在の受診率(90%)の更なる向上に努めます。

⑨健康相談・心理相談【担当課：健康推進課】

各種乳幼児健康診査要精密検査者への医療機関受診確認や身体発育、精神発達面等での健康診査後事後フォローとして、来所相談又は、電話相談を実施します。

言葉の遅れ、精神発達面に課題がある乳幼児や子育てのしづらさを訴える保護者への心理士による個別相談を実施します。

⑩発達支援に関する保健・福祉・教育・医療・労働の連携【担当課：福祉課、こども未来課、健康推進課、学校指導課】

発達支援に係る関係者による「発達支援連携会議」を実施し、それぞれが行っている発達支援を包括的につなぎ、子どもの状況や支援方法について共有しながら、個々の成長への支援を行うと共に、発達支援体制についても検討していきます。

⑪歯科保健対策の推進【担当課：健康推進課】

各種乳幼児健康診査等において、歯科健康診査、歯みがき指導、フッ素塗布を実施し、虫歯のない子どもの増加を目指します。

特に、2歳児は乳歯がすべて生えそろう時期であり、3歳児以降での虫歯(う蝕)の急増を招かないためにも、2歳児歯科健康診査の受診率の向上に努めます。

⑫予防接種率の向上【担当課：健康推進課】

予防接種で防げる病気は予防接種で免疫をつけるよう、保護者に対して予防接種の意義の普及啓発を図ります。特に、MR(麻しん風しん)混合ワクチンの接種率95%達成を目指し、あらゆる機会を通じて啓発を行い、接種率の向上に努めます。

定期予防接種となるワクチンが増え、接種スケジュールが複雑化しているため、分かりやすい周知・説明を行います。

(2) こども医療費助成制度【担当課：こども未来課】

子どもの病気の早期発見、早期治療を促し、健全な育成を図るため、こども医療費助成制度を実施していきます。

(3) 食育の推進【担当課：健康推進課、こども未来課、教育委員会】

生活習慣病予防の基盤は妊娠期及び乳幼児期であることが言われています。妊娠期においては母体の体重増加や食事内容が胎児の発育に影響を与えることから、妊娠期の食生活が重要となります。乳幼児健康診査結果における課題の中で、乳児貧血、体重増加の不均衡、身長の伸びなどが、各年代にあった食習慣や食事の量に影響を受けます。

各種事業における保健指導や栄養相談を通じて、保護者が各年齢に応じた段階の栄養摂取が学べ、実践できるよう努めます。また、保育所や学校等においても、食育に取り組みます。

①妊婦栄養相談【担当課：健康推進課】

親子(母子)健康手帳交付時に妊婦栄養相談を実施します。また、妊婦健康診査結果に基づいた継続して栄養相談を実施します。

②乳幼児健康診査時栄養相談(4～5か月、10～11か月、1歳6か月、2歳、3歳)【担当課：健康推進課】

乳幼児健康診査における栄養相談を実施します。また、離乳食開始時期の4～5か月児に関しては離乳食サンプルの使用、1歳6か月、2歳、3歳児には歯科保健指導、栄養指導の強化、そのほか必要時配布資料や教材等を検討し、効果的な栄養相談を行っていきます。

③離乳食教室(7か月児)【担当課：健康推進課】

7か月児を対象とした離乳食実習を実施し、子どもの月齢にあわせた離乳食や、成長を確認しながら個別相談を行うなど、効果的な開催を進めます。

④親子クッキング【担当課：健康推進課・こども未来課・教育委員会】

栄養教育として、親子で参加する「親子クッキング」を開催し、家庭とともに栄養教育を実践する機会の提供を行います。

(4) 母子保健推進員活動の充実【担当課：健康推進課】

地域ぐるみの子育て支援体制を構築するため、地域に密着した母子保健推進員活動の充実を図ります。

定例会議等での研修実施を通して資質向上を図り、事業や個別支援の中で地区担当保健師と連携しながら、母子等の支援を進めていきます。

(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実【担当課：健康推進課】

学童期・思春期保健対策を効果的に推進するため、保健、医療、福祉、教育等の関係者が情報共有・意見交換を実施するなど連携強化を図っていきます。

道徳教育や喫煙防止教育、思春期教育において、各小中学校の担任や養護教諭、保健体育教諭との連携により、保健師による健康教育を実施します。また、健康教育が未実施の小学校においても実施できるように連携していきます。

3. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待(身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待 他)は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、本村及び我が国における将来の世代の育成にも懸念があります。児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、並びに要保護児童等の保護及び自立の支援を充実します。

①児童虐待予防のための啓発・広報の充実【担当課：こども未来課】

意識啓発と情報提供の推進、虐待防止講演会、児童へのワークショップ、パネル展等により、児童虐待予防や普及啓発に努めます。

②児童や家庭の相談や早期発見の強化【担当課：こども未来課】

家庭児童相談員の相談や支援による児童虐待発生予防、地域の民生委員・児童委員による相談や早期発見など、相談システムと早期発見の強化を図ります。

相談経路の多くを占める保育所や学校、関係機関、家族からの相談や支援を充実するとともに、関係機関との協力体制と連携による相談や早期発見に努めます。

広報よみたんや村ホームページにおいて、子育てに関する不安や悩みを相談できる場所の周知を継続していきます。また、関係各課内でも相談先についての情報を共有し、必要な人に必要な相談先がすぐに紹介できるように図ります。

③母子保健との連携による児童虐待の早期発見と対応の充実【担当課：こども未来課、健康推進課】

児童虐待の予防、早期発見の周知のため、乳幼児健康診査の際に子どもの発育発達に対する不安や育児の困りごとについての相談対応や心理士による「育児相談」を行い、育児不安の解消による虐待予防に努めます。

また、乳幼児健康診査の機会に子どもの身体状況や家庭状況を確認し、児童虐待の早期発見や予防に努めます。

④要保護児童対策地域協議会の強化【担当課：こども未来課】

保育者や地域、民生委員児童委員、保育所、保健所、児童相談所等によるネットワークである「要保護児童対策地域協議会(子ども安心ネット)」により、情報収集や対応策を調整し、連携体制を強化します。

要保護児童対策地域協議会の個別支援会議、代表者会議、実務者会議の各会議の位置づけと役割の確認及び充実を図ります。

⑤子ども家庭総合支援拠点の設置【担当課：こども未来課】

児童虐待における相談が複雑・多様化していることから、「子ども家庭総合支援拠点」設置について検討していくとともに、家庭の実態把握から相談、専門機関へのつなぎなどの機能強化を図ります。

⑥養育の支援等の充実【担当課：こども未来課】

育児不安が強い保護者や育児力に乏しい保護者については、孤立させないような支援・継続的な支援を行います。

養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業による家庭訪問を実施し、育児・養育指導や相談等を行います。

児童虐待ハイリスク者については、関係機関と協力・連携し支援していきます。

躰として体罰や不適切なかかわりをする保護者に対しては、個別支援やペアレントトレーニングの機会など、支援を検討します。

(2)ひとり親世帯等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭等に対しては、保護者に大きな負担がかかるため、特に配慮が必要です。それぞれの家庭に合わせたきめ細かな対応に努めます。

ア) 子育て・生活支援

①日常生活支援事業【担当課：こども未来課】

ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合にヘルパー(家庭生活支援員)の派遣事業の利用促進を行います。

②ひとり親世帯の保育所入所への配慮【担当課：こども未来課】

ひとり親世帯で就労等の事由により、保育を必要とする子どもの保育充実と親の育児負担軽減のため、保育所への優先入所・認可外保育施設利用のための補助を実施します。

③読谷村母子寡婦福祉会への支援・協力【担当課：こども未来課】

母子家庭への支援活動を推進するため、読谷村母子寡婦福祉会への支援や協力を行います。

イ) 就業支援

①自立支援教育訓練給付金【担当課：こども未来課】

ひとり親家庭の主体的な能力開発を支援するため、教育講座(雇用保険法で定める指定教育講座)を受講・修了した人に対する受講料の支給事業利用促進を行います。

②高等職業訓練促進給付金【担当課：こども未来課】

看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する母子家庭の母、又は父子家庭の父に対し、修業期間中(2年を上限)生活費を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援する事業利用促進をしていきます。

③就労相談の実施【担当課：こども未来課】

児童扶養手当の現況届受付の際に、ハローワークと協力し、個別の就労相談を行い就業促進を図ります。

ウ) 経済的支援

①児童扶養手当の支給【担当課：こども未来課】

18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

②母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業【担当課：こども未来課】

母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し母子家庭等の福祉の増進を図ります。また、広報誌やホームページによる制度の周知広報を行い、利用促進を図ります。

③母子寡婦福祉資金貸付金【担当課：こども未来課】

母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行います。

(3)障がいのある子どもがいる世帯への支援の充実

障がいのある子どもがいる世帯では、一人ひとりの子どもの状況に合わせた多様な子育て支援と周囲の支えを必要としています。それぞれの世帯に合わせたきめ細かい対応に努めます。

ア) 育ちの支援

①障がい児保育事業【担当課：こども未来、学校指導課】

心身に障がいをもち、集団保育が可能な児童を対象に、保育所及び認可保育園における障がい児保育を実施します。

また、障がい児と健常児の集団保育を行うことにより、健常児側も思いやりのある優しい心が育つなどの効果も期待されるため、自然体で過ごせる社会「インクルーシブ」の基本形成を培うように図ります。

加配を必要とする園児が増加傾向となっており、加配保育士の確保に努めます。また、保育士のスキルアップの為に研修会を継続していきます。

②巡回相談の充実【担当課：こども未来課】

心理士による保育園への巡回相談を行い、発達に応じた保育についての指導等を行います。

③放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ充実【担当課：こども未来課】

放課後児童クラブを利用したい障がい児に対応するため、村内放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて推進し、支援の充実に向け取り組みます。

④特別支援教育の充実【担当課：学校指導課】

インクルーシブ教育システムの推進と個々の教育的ニーズの把握及び全校体制による教育的支援を実施し、確かな学力を向上させ生きる力を育むために、学校と連携した家庭、地域の取り組みを推進します。

今後も特別支援教育に携わる教職員の人材確保を図ると共に、教職員を対象に研修を実施し、特別支援教育に対する深い理解と資質向上を図ります。

心理士による心理検査等を行います。また、保護者等へのソーシャルスキルトレーニングとペアレントトレーニングについては現在休止となっていますが、実施に向けて再検討していきます。

⑤相談支援事業の推進【担当課：福祉課】

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある子どもたちについて、気軽な相談や専門的な相談に対応するため、障がい福祉サービス等に関する相談支援の周知や紹介などを実施します。また、相談支援の資質向上により、一層きめ細かな対応ができるように図ります。

⑥障がい児通所支援等の推進【担当課：福祉課】

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの利用が円滑に行われるように、村内外のサービス事業所の連携やサービス提供の充実を図ります。

イ) 生活、経済的支援

①用具等の給付や生活支援の推進【担当課：福祉課】

障がい児の日常生活を支援するため、「補装具給付事業」、「日常生活用具給付事業」、「小児慢性特定疾患児等日常生活用具給付」、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成」を実施するとともに、必要としている人に必要な支援が行き届くよう周知広報を行います。また、医療機関等との連携を図ります。

②経済的支援【担当課：福祉課、こども未来課】

障がい児がいる世帯の経済的負担を軽減するため、「障がい児福祉手当」及び「特別児童扶養手当」支給を行う共に、必要な人へ必要な支援が行き届くよう周知広報及び医療機関等との連携を図ります。

(4) 子どもの貧困対策の充実

生活困窮世帯の子どもは、経済的な面だけでなく、社会生活体験の機会に恵まれていない状況があることから、生活面や学習面においても、支援が必要となっています。特に沖縄県においては子どもの貧困率が全国よりも高い状況が県より報告されており、貧困の連鎖を断ち切るための対策が必要となっています。本村においても、子どもの貧困対策を推進し、子どもたちの未来に向けて自立に向けた必要な支援を行っていきます。

①子どもの居場所づくり【担当課：こども未来課】

生活体験の乏しい子どもたちの支援のため、安全で安心な居場所を確保し、生活スキルの向上に向けた支援を行います。

②子どもたちを支援するネットワークづくり【担当課：こども未来課】

教育・保育施設等や学校、地域などが連携し、生活困窮世帯の子の把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークには、社会福祉協議会、NPO、個人とも協力し合いながら支援を必要としている子どもの支援を図ります。

③就学援助制度の周知・普及【担当課：教育総務課】

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1. 連携体制の構築

本計画は、読谷村の子ども・子育て支援に向けた総合的な計画であり、その内容は、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっています。

したがって、計画の推進にあたっては、庁内関連部署の有機的な連携による全庁的な体制づくりが必要です。また、施策によっては、村内に収まらないものもあり、国や県、関係機関、周辺市町村との連携をこれまで以上に強化する必要があります。

さらに、行政と地域が一体となった地域ぐるみの子ども・子育て支援体制を構築するために、地域の住民や関係団体との連携・協力を密にします。

2. 住民参加と情報発信

本計画の推進にあたっては、地域住民の参加を促進し、村民全体で子ども・子育て支援に関わることが重要です。そのためには、村の広報誌や村のホームページ等による情報発信の充実を図り、周知・啓発を行うことが必要です。

また、本計画に基づき推進される様々な取り組みや施策の成果をあげる意味でも、子ども・子育て支援関連の取り組みや施策に関する情報が村民に行き渡るよう、情報提供に努めます。

3. 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、子どもを地域の宝としてみんなで助け合いながら、明るく楽しい子育て環境の実現に向けて村全体が協力することが重要です。

具体的には、行政だけでなく、家庭や地域、住民、企業など村内のあらゆる組織や個人が、子ども・子育て支援に関する理解を深め、それぞれの置かれた状況に応じた役割を果たすことが求められます。

(1) 家庭

子どもを持つ各家庭には、子どもを明るく元気に育てる最も重要な役割があります。家庭は子どもを育てる最も基本的な単位であり、特殊な場合を除き、子どもにとっては、家族とともに成長することが何よりも幸せであるという事実を忘れてはなりません。

また、共働きが一般的になった現在の社会においては、母親一人に子育てを任せるのではなく、父親をはじめとする家族全員で、子育てや家事を分担することが求められます。

(2) 行政

子ども・子育て支援に関する施策や事業、基盤整備を推進するとともに、情報発信や個人・企業に対する意識啓発、様々な組織への支援を通して、読谷村の子ども・子育て支援におけるリード役・コーディネート役を担います。

また、保育所や幼稚園の教育・保育に対する質の向上を目指します。

(3) 地域

自治会や子ども会などの地域組織の活動やスポーツや文化などのサークル活動、子どもに関わるボランティア組織・NPO組織の活動などを通して、子どもだけでなく、その保護者も生き生きと成長できる環境づくりに協力することが求められます。

また、近所の子育て世帯が困っているときには、できる範囲で手を差しのべたり、相談相手になったり、地域の子ども達に気軽に声をかけたり、時には叱り、時にはほめるなど、地域ぐるみで子育てを支援する地域風土の形成・維持が重要です。さらに、子どもを産み育てることに誇りが持てる社会づくりに向け、子どもは地域社会の宝であるとの意識を地域レベルで醸成し、子どもを中心とした様々なまつりやイベントを開催することも地域の重要な役割です。

(4) 住民

読谷村には、様々な特技や技能、知恵を持った豊富な人材があります。また、やさしく美しい村民の真心は、豊かな自然や伝統文化にも優る村の誇りです。

村民の心で、読谷の子ども達を包み込み、それぞれのできる範囲で各々の特技、才能を活かした子育て支援を実行することが住民に求められる役割です。

具体的な行動としては、子ども会やPTA、自治会などの地域の活動、子どもに関する地域のまつりやイベント、スポーツ・文化等のサークル活動に参加・協力し、児童の福祉に関連するボランティア活動やNPO活動を支援することなどがあげられます。

(5) 教育・保育施設

子ども・子育て支援に関しては、教育(幼稚園・小学校等)・保育(保育所等)施設との連携が重要となってきます。研修や保幼小連携を強化することにより、教育・保育の質の向上を目指していきます。

(6) 企業・事業所

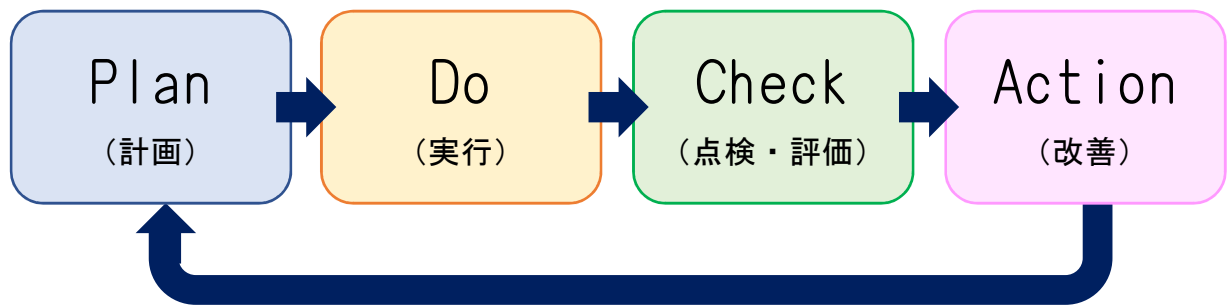
子育てと仕事の両立は、次世代育成支援において重要な課題ですが、行政の力だけでは限界のある分野でもあり、企業、職場の理解が必要となります。このため、子育てと仕事の両立に向けて、子どもや家族に優しい職場づくりが、企業や事業所に求められます。

具体的には、産休・育休制度の活用促進やフレックスタイム制の導入、多様な勤務形態の容認、出産を機に退社した人材の再雇用制度の充実など、様々な方策や制度を導入することが必要です。

また、業務と従業員の勤務実態に即して、事業所独自の一般事業主行動計画を策定することも求められます。

4. 計画の進捗状況の点検と見直し

本計画の推進にあたっては、随時、計画の進捗状況を点検するとともに、住民意向やニーズを把握しながら、「読谷村子ども・子育て会議」において、P D C Aサイクルによる取り組みのチェックを行い、計画の見直し及び修正を実施します。



資料編

資料1 読谷村子ども・子育て会議条例

平成25年10月7日条例第26号

改正

平成28年3月11日条例第8号

読谷村子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、読谷村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 保健、福祉又は教育に係る者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 副村長
- (6) 前各号に定める者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月11日条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料2 読谷村子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日)

	名 前	所 属	備 考
1	大城 りえ	沖縄キリスト教短期大学 教授	学識経験者
2	當山 伸一郎	読谷村PTA連合会 副会長	保護者代表
3	山内 猛	読谷村社会福祉協議会 副会長	会長 福祉関係
4	比嘉 良寛	わかたけ保育園長	保育関係
5	國永 るみ子	ぼのぼの保育園長	保育関係
6	知花 洋子	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 ファミリーサポートセンター チーフアドバイザー	子育て支援関係
7	松田 恵子	元読谷村立幼稚園副園長 沖縄キリスト教短期大学 非常勤講師	教育関係 (元幼稚園教諭)
8	外間 香代子	喜名小学校長・喜名幼稚園長	教育関係
9	西平 美幸	助産師	保健関係
10	仲宗根 盛和	読谷村副村長	

〈庁内作業部会〉

地域子育て部会	こども未来課 子育て支援係長(部会部長)	教育・保育部会	こども未来課 保育所幼稚園係長(部会部長)
	村立保育所 子育て支援センター		教育総務課学務係
	健康推進課 保健指導2係長		学校指導課 学校指導係長
	企画政策課 企画調整係長		村立幼稚園副園長
	施設整備課 施設整備係		村立保育所所長
	生涯学習課 生涯学習係長		総務課財政管財係長

〈事務局〉

健康福祉部 こども未来課	こども未来課長 玉城 勝教
	子育て支援係長 知花 ちせ
	保育所・幼稚園係長 島袋 泰一
読谷村教育委員会 学校指導課	学校指導課長 比嘉 達
	学校指導係長 平良 充子

資料3 計画策定の経過

日 付	事 項
令和元年 7月8日	子ども・子育て事業計画事務局会議①
8月2日	子ども・子育て事業計画事務局会議②
8月20日	令和元年度子ども・子育て会議作業部全体会①
8月28日	令和元年度子ども・子育て会議（第一回） ・ニーズ調査報告
8月26日～9月6日	第1期施策の評価シート作成依頼
9月9日～	実施状況と課題について関係課ヒアリング
9月30日	第2期子ども・子育て支援計画について
10月3日	事務局会議③ 令和元年度子ども・子育て会議（第二回）
11月8日	作業部部会②（地域子育て部会）
11月14日	作業部会③（教育・保育部会）
11月	事務局会議④
12月3日	令和元年度子ども・子育て会議（第三回） 計画素案の検討（関係課共有）
令和2年 1月24日	令和元年度子ども・子育て会議（第四回） 計画素案の検討（関係課共有）
2月19日	事務局会議⑤
2月21日	令和元年度子ども・子育て会議（第五回）

第2期読谷村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：読谷村 健康福祉部 こども未来課

沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2901番地

TEL : 098-982-9240

協力：有限会社 システム・エッグ

沖縄県島尻郡南風原町与那覇115番地の1

TEL : 098-888-3090

